生労働大臣が定める一般用医薬品等 一十七の二第五項の規定に基づき厚 O租税特別措置法施行令第二十六条の

 \bigcirc

 \triangleright

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

〇ウスターソース類の日本農林規格の

次

一部を改正する件

(同一六九)

〇消防法施行規則の一部を改正する省 (総務五五) 目 令

省

規 則

報

令

O放射性同位元素等の規制に関する法 律施行規則の一部を改正する規則 (原子力規制委五)

法規的告示

〇刑法等の一部を改正する法律の施行 関係告示の整理に関する告示 律の施行に伴う個人情報保護委員会 に伴う関係法律の整理等に関する法

〇 租税特別措置法施行令第二十六条の 生労働大臣が定める一般用医薬品等 を改正する件 患者申出療養並びに施設基準の一部 0 一十七の二第二項の規定に基づき厚 一部を改正する件(同一六八) (厚生労働一六七)

(個人情報保護委一〇)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び

〇船舶安全法施行規則第四条の二第三 〇試験研究の用に供する原子炉等の設 める告示の一部を改正する告示 基づき申告書に記載する事項等を定 号の船舶を定める告示(同四二三) 三第二項第二十三号イ⑵等の規定に 運転等に関する規則第十四条の

「その他告示

O農業分野に係る経営力向上に関する (総務一七九、一八〇)

指針の一部を改正する件

〇高速自動車国道に関する件

(国土交通四二四) 四三五

(日本海・

九州西広域漁業調整委

○道路に関する件

(関東地方整備局一 五八、

○道路に関する件 (中国地方整備局五〇)

(原子力規制委五)

〇特定国外派遣組織を指定する件

(農林水産八五七)

五九)

〇核燃料物質等車両運搬規則の細目を 〇工業用水道料金算定要領の一部を改 要領の一部を改正する告示 減性能を向上させる改造の認定実施 定める告示及び自動車の排出ガス低 正する告示(経済産業八一) 部を改正する件(農林水産八五六) ᄪ

内閣府

法務省

人事異動

Ŧ.

(国土交通四二三三)

叙位·叙勲

皇室事項

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局) 東北地方整備局公示(東北地方整備局) 九州地方整備局公示(九州地方整備局

長公示 日本海・九州西広域漁業調整委員会会 (太平洋広域漁業調整委一六)

0

太平洋広域漁業調整委員会会長公示

基本測量関係事項公告(国土交通省) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示 (瀬戸内海広域漁業調整委一六)

〇道路に関する件 〇洪水浸水想定区域並びに浸水した場 時間を作成した件 合に想定される水深及び浸水の継続 同五二

公

告

〇道路に関する件 (九州地方整備局八三)

(四国地方整備局三五、

三六

官庁

諸 事

項

裁定表記載、

鬼怒川南部土地改良区

連合役員の退任、猪名川土地改良区

裁判所

国会事項

会社その他 関係

破産、 相続、 特別清算、 公示催告、 再生、 失踪、 除権決定 所有者不明

連合の定款変更の認可関係

亖

ものとする。

略

第三十一条の六

略

検及び報告)

2 5 7

れかに該当するときは、

その資格を失うも

消防設備点検資格者は、次の各号のいず

三~六 略

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点

– 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

省

和二十三年法律第百八十六号)第八条の二の二第一項(同法第三十六条第一項において準用する場合に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行に伴い、並びに消防法(昭刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行〇総務省令第五十五号 を含む。)及び第十七条の三の三の規定に基づき、 令和七年五月三十日 消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように 総務大臣 村上誠一郎

規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。消防法施行規則の一部を改正する省令

第四条の二の四 (防火対象物の点検及び報告) 改 Œ. 後 第四条の二の四 (防火対象物の点検及び報告) 改 正 前

ずれかに該当するときは、その資格を失う 防火対象物点検資格者は、次の各号のい 5 2 5 4 同上 同上

2 5 4

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。 三~六 同上 同上

検及び報告) (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点

8 第三十一条の六 7 同上 同上 同上

三~六 同上 (防災管理点検及び報告) 禁錮以上の刑に処せられたとき。一_ 同上]

金曜日

のとする。

略

4 第五十一条の十二 [2:3] 同上] 同上 同上

令和 **7** 年 **5** 月 **30** 日

れかに該当するときは、その資格を失うも

防災管理点検資格者は、次の各号のいず

のとする。

略

第五十一条の十二

略

[三~六 略]

拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(防災管理点検及び報告)

 $\frac{2}{3}$

三~六 禁錮以上の刑に処せられたとき。一___同上] 同上

備考 表中の 0 記載は注記である

三~六 略

拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

この省令は、 **附 則** 令和七年六月一日から施行する。

令

○原子力規制委員会規則第五号

規

則

の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行に伴い、 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行 放射性同位元素等

令和七年五月三十日 原子力規制委員会委員長 山中

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

ように改正する 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)の一部を次の

別記様式第五十六中

この規則は、 刑法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和七年六月一日) から施行する

法 規 的 告 示

〇個人情報保護委員会告示第十号

号)の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行 に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八

令和七年五月三十日 報保護委員会関係告示の整理に関する告示 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情 人情報保護委員会委員長 手塚

悟

次に掲げる告示の規定中「嫪嫦」を「苺鴻浬」に改める。

護委員会告示第五号)第3-43の表 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)(平成二十六年特定個人情報保

報保護委員会告示第六号)第3-43の表 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等編)(平成二十六年特定個人情

(令和七年六月一日) から施行する この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日

○厚生労働省告示第百六十七号

十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九 (平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) の一部を次の表のように改正し、 令和七年六月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年五月三十日

金曜日

缺
万
線
部
ㅁ
/\
分
は
19
改
ĽX
-
TE.
寸17
部
71
分
~

〇厚生労働省告示第百六十八号	一~二十八 (格) 医療	する病院又は診療所において実施する先進第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合	改正後
	一~二十八 (格) 医療	する病院又は診療所において実施する先進第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合	改正前

令和7年5月30日

3 般用医薬品等(平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号)の一部を次の表のように改正する。 づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の二第二項の規定に基 令和七年五月三十日 厚生労働大臣 資麿

(傍線部分は改正部分)

九十一 - 九十四 (略)	八十七~八十九 (略) (点鼻剤に限る。)	八十六 モメタゾンフランカルボン酸エステ	八十五 メロキシカム	一~八十四 (略)	改正後
八十八~九十一 (略)	八十五~八十七(略)	(新設)	(新設)	一~八十四 (略)	改正前

○厚生労働省告示第百六十九号

第 1475 号

般用医薬品等(令和三年厚生労働省告示第二百五十三号)の一部を次の表のように改正する。づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の二第五項の規定に基

令和七年五月三十日

厚生労働大臣

福岡

八十八 メロキシカム 八十八 メロキシカム 八十九 モメタゾンフランカルボン酸エステル(点鼻剤に限る。) 九十四 ラベプラゾール 九十四 ラベプラゾール	改正後	
カー・八十七 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) カー・八十五 (略)	改	
略 略)	正	(傍線部
	前	(傍線部分は改正部分)

〇農林水産省告示第八百五十六号

和七年六月二十九日から施行する。 号) (JAS 号)(JAS ○五六五) の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令条第一項の規定に基づき、ウスターソース類の日本農林規格(昭和四十九年農林省告示第五百六十五 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第五条において準用する同法第三 令和七年五月三十日 同法第七条第一項の規定に基づき、 農林水産大臣 小泉進次郎

○経済産業省告示第八十一号 (「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

要領(平成二十五年二月十九日経済産業省告示第十九号)の一部を次のように改正し、令和七年五月工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第十七条を実施するため、工業用水道料金算定 三十日から施行する。 第 令和七年五月三十日 第八十四号)第十七条第二項の規定によ 工業用水道事業法(昭和三十三年法律 基本原則 略) 改 正 後 工業用水道事業法 基本原則 略) 改 経済産業大臣 正 (傍線部分は改正部分) 武藤

容治

る認可の申請(以下 第八十四号)第十七条第二項の規定によ 「申請」という。)に (昭和三十三年法律

る認可の申請(以下「申請」という。)に

等の整備等の促進に関する法律(平成十 申請が民間資金等の活用による公共施設 り料金の算定を行うものとする。なお、 当たっては、本要領の定めるところによ る場合においても同様とする。 共施設等運営事業」という。)の実施に係 定する公共施設等運営事業(以下単に「公 年法律第百十七号)第二条第六項で規

第二~第四 撤退負担金 (略)

の健全な運営に支障を来すおそれに備 算定後、需要者の撤退等による契約解除 望ましい。 及び資金計画等を前提とするが、料金の な需要予測に基づく施設計画、事業計画 に伴う料金収入の減少が工業用水道事業 料金の算定は、過去の実績及び合理的 撤退負担金の導入を検討することが

し、当該需要者から徴収するものとする。 る契約解除に伴う契約水量の減量に際 相当額を基本とし、需要者の撤退等によ 築のために整備した償却資産の残存価値 量に基づき、施設の建設、改築又は再構 とともに、当該需要者の理解を得るべく、 業用水道事業の状況等を十分に考慮する たっては、地域、すべての需要者及び工 工業用水道事業者が当該需要者の契約水 なっている費用及び算定期間に応じて、 撤退負担金の導入及び額の決定にあ 撤退負担金の額は、 現行料金の前提と

略)

第二~第四 三 · 四 略)

共施設等運営事業」という。)の実施に係 り料金の算定を行うものとする。なお、 定する公共施設等運営事業(以下単に「公 申請が民間資金等の活用による公共施設 る場合においても同様とする。 等の整備等の促進に関する法律(平成十 年法律第百十七号)第二条第六項で規

〇国土交通省告示第四百二十二号

コミュニケーションを行うこととする。

減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。 七号)の一部の施行に伴い、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低 る国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十 の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施す に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行並びに国際的な不正資金等 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行

国土交通大臣 中野

令和七年五月三十日

当たっては、本要領の定めるととろによ 部を次のように改正する。

表のとおりとする。

するものであるか否かを判断するこ 確認し、特定核燃料物質の防護に関連 経歴の詳細を対象者との面接において 告すること。この場合において、当該 の経歴は、次に掲げるものについて申 第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒

り、罰金以上の刑に処せられ、その にあっては、その具体的な犯罪歴 五年を経過しない者に該当する場合 ることのなくなった日から起算して 執行を終わり、又はその執行を受け 次に掲げる法律に規定する罪によ (略)

七号) する法律(平成十四年法律第六十 ための資金等の提供等の処罰に関 公衆等脅迫目的の犯罪行為等の

(4) (6)

過しない者に該当する場合にあって なくなった日から起算して五年を経 を終わり、又は執行を受けることの 禁刑以上の刑に処せられ、その執行 その具体的な犯罪歴

2 . 3 略 造の認定実施要領の一部を改正する告示 核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改

(核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正)

第一条 核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示(平成二年運輸省告示第五百九十六号)

定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

(申告書に記載する事項等) (申告書に記載する事項等) 改

第十一条の六 規則第十七条の二第十項第一

第十一条の六 規則第十七条の二第十項第一 号口に規定する申告書に記載する事項及び

号口に規定する申告書に記載する事項及び 当該事項に対応するその他の書類は、次の

表のとおりとする。

当該事項に対応するその他の書類は、次の

するものであるか否かを判断するこ の経歴は、次に掲げるものについて申 確認し、特定核燃料物質の防護に関連 経歴の詳細を対象者との面接において 告すること。この場合において、当該 第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒

り、罰金以上の刑に処せられ、その にあっては、その具体的な犯罪歴 五年を経過しない者に該当する場合 執行を終わり、又はその執行を受け ることのなくなった日から起算して 次に掲げる法律に規定する罪によ

(1) • • • • • • • • • (略)

(3)号 る法律(平成十四年法律第六十七 めの資金等の提供等の処罰に関す 公衆等脅迫目的の犯罪行為のた

(4) (6)

ハ__イ及び口に掲げるもののほか、禁 終わり、又は執行を受けることのな 錮以上の刑に処せられ、その執行を しない者に該当する場合にあって くなった日から起算して五年を経過 その具体的な犯罪歴

2 • 略)

(略

第二条 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領(平成十九年国土交通省告示第 (自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部改正) 一部を次のように改正する。

定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

ロ〜ニ(略)	しない者	ことがなくなった日から二年を経過	の執行を終わり、又は執行を受ける	イ 一年以上の拘禁刑に処せられ、そ	に該当しないものであること。	四 当該認定の申請者が、次に掲げる者	一~三(略)	第三条の認定を行うものとする。	げる基準に適合していると認めるときは、	があった場合において、当該改造が次に掲	第五条 国土交通大臣は、前条第一項の申請	(認定基準)	改正後
ロ〜ニ(略)	二年を経過しない者	行を受けることがなくなった日から	せられ、その執行を終わり、又は執	イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処	に該当しないものであること。	四 当該認定の申請者が、次に掲げる者	一~三(略)	第三条の認定を行うものとする。	げる基準に適合していると認めるときは、	があった場合において、当該改造が次に掲	第五条 国土交通大臣は、前条第一項の申請	(認定基準)	改正前

〇国土交通省告示第四百二十三号 この告示は、 刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

令和七年五月三十日

次に掲げるものとする。

旅客船

九年運輸省令第三十六号)第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。) (前号イ及び口に掲げるものを除 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶(小型船舶安全規則(昭和四十

四 平水区域を航行区域とする船舶(湖川港内の水域のみを航行する船舶並びに第一号イ及び口に掲逓信省令第六号)第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。)(第一号イ及び口に掲げるものを除く。) 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船(船舶設備規程(昭和九年

Ŧi. 湖川港内の水域のみを航行する船舶(琵琶湖を航行する船舶 (第一号イ及び口に掲げるものに限

掲げる要件に該当するもの 第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。(前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船(鉛 う。第一号イ及び口に掲げるものを除く。)であって、(船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十

1 専ら漁ろうに従事する場合にあっては、

安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示を次のように定め、令和七年六月一日から適用船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第四条の二第三号の規定に基づき、船舶

国土交通大臣 中野 洋昌

船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第四条の二第三号の告示で定める船舶は、船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示

沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶(次に掲げるものを除く。)

二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの(イに掲げるものを除く。) 旅客定員を有する船舶であって、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十三条の

げるものを除く。)

る。)を除く。) 次号

以内の水域であること 漁ろうに従事する水域が、専ら本邦の海岸から百海里

> (2) 長さ十二メートル以上の船舶 平水区(1) 長さ十二メートル未満の船舶 沿海区 イに掲げる場合以外の場合にあっては、その航行する水域が、 次に掲げる船舶の区分に応じ、

沿海区域

沿海区域のうち平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域 にこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域又は 長さ十二メートル以上の船舶 平水区域、沿海区域のうち本州、北海道、 四国及び九州並び

○原子力規制委員会告示第五号

書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。 する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ②等の規定に基づき申告 に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行に伴い、試験研究の用に供刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行

令和七年五月三十日 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ 原子力規制委員会委員長 山中 伸介

の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示(平成二十八年九月原子力規制委員会告示第八 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ⑵等 ②等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示

号 の一部を次のように改正する。 「拘禁刑」に改める

第二条の表の注1ハ中「禁錮」を

(施行期日)

1 この告示は、 (経過措置) 刑法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和七年六月一日) から施行する。

2 載する事項等を定める告示第二条の規定を適用する。 炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ②等の規定に基づき申告書に記 は、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この告示による改正後の試験研究の用に供する原子 刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者について

そ の 他 告 示

〇総務省告示第百七十九号

のとおり特定国外派遣組織を指定するので、 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 同条第二項の規定に基づき、 一項の規定に基づき、告示する。第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、 次

令和七年五月三十日 称 令和七年度米空軍演習「RED FLAG ALASKA25-2」における 総務大臣 村上誠一郎

訓練参加部隊(アラスカ州アンカレッジ)

名

玉 外派遣期 間 令和七年七月五日まで

三 派遣人数(概数) 七十人程度

〇総務省告示第百八十号四派 遣地域 マ

の とおり特定国外派遣組織を指定するので、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、 同条第二項の規定に基づき、 告示する。

次

アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

令和七年五月三十日

称 令和七年度米空軍演習「RED 訓練参加部隊(アラスカ州フェアバンクス) F L A G ALASKA25-2」における

玉 外派 遣 期 間 令和七年七月五日まで 名

四三 派遣人数 一百人程度

派 遣 地 (概数) 域 アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス

〇農林水産省告示第八百五十七号 中

る経営力向上に関する指針(令和元年農林水産省告示第九百五十一号)の一部を次のように改正し、 同条第五項の規定に基づき公表する。 小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十六条第三項の規定に基づき、農業分野に係

令和七年五月三十日

応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 これを当該傍線部分のように改め、 。 以 下 「傍線部分」という。) でこれに対 農林水産大臣 小泉進次郎 改正後欄

附則	5・6 (略)	目標期間は	高を目指すり	する事業者(営力向上計	3項の経済	成11年通商	中小企業等	標期間	4 売上高が	1~3 (略)	る事項	第2 経営力向上(改
		日標期間は10年を超えないものとす	の大幅の通り、100歳100種への光上 高を目指す期間(以下「目標期間」と 、、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	する事業者は、経営力向上に係る事業の中族を通じて100億円を超らてまし	営力向上計画の認定の申請を行おうと	3項の経済産業大臣の確認を受けて経	成11年通商産業省令第74号)第16条第	中小企業等経営強化法施行規則(平		売上高が100億円を超えるまでの目			経営力向上の内容・実施方法等に関す	正後
		054		7 事業	おっと	けて雑	516条第	則(平		100 E		٧ ا	≦に関す 第2	
	<u>4·5</u> (略)									(新設)	$1 \sim 3$ (略)	る事項		改
													経営力向上の内容・実施方法等に関す	正
													法等に関す	前

この告示は、 令和七年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十四号

速自動車国道法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、 その関係図面は、 (昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。 令和七年五月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧

令和七年五月三十日

に供する。

線 名 山陽自動車道吹田山

П 線

国

土交通大臣

中野

洋昌

道路の区域

区

間

後変 別更 前

敷地の幅員

延

長

(メートル)

五四

戸岩 一国

○三五九番四まで国市玖珂町字大坪一 ○一五六番一○から同市玖珂町字岩瀬 前

後 最最 最最小大 小大 三三ト

速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、〇国土交通省告示第四百二十五号 その関係図面は、 令和七年五月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦 高

に供する。 国土交通大臣

中野

洋昌

延

長

(メートル)

令和七年五月三十日

道路の区域 山陽自動車道吹田山 \Box

○六八番二七まで 区 間 後変 別更 前 敷地の幅員

後 最最 最最 小大 小大 ー 一介 四○四○ト 一四 八四少

○関東地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 二項

規定に基づき、 その関係図面は、令和七年五月三十日 告示する。

四 路 令和七年五月三十日 線 名 号 **四四五番一まロ川四六一番一 から二週間 まで(ただし、関係図面のがら埼玉県北葛飾郡松のの区で間 般の縦覧に供する。 関東地方整備局長 首都国道事務所関東地方整備局及び同局北 図 面 縦 岩﨑

覧

場

所

福久

に表示する部分のみ。) 伏町大字田島字中東四吉川市大字須賀字古川

供用開始の期日 令和七年六月一日

〇関東地方整備局告示第百五十九号

規定に基づき、 次のように道路の供用を開始するので、 告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

0

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一 令和七年五月三十日 八 線 名 用 開 始 関東地方整備局長一般の縦覧に供する。

場

所

号 |保図面に表示する部分の||二から同市大字杭瀬下字||の ||区 ||間 図 面 縦 縦岩 覧

み。) 東沖三八番四まで(ただし、関係 東沖三八番四まで(ただし、関係 野国道事務所関東地方整備局及び同局長

〇中国地方整備局告示第五十号 に用開始の期日 令和七年五月三十日

規定に基づき、 告示する。

高

次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間 令和七年五月三十日 般の縦覧に供する。

用 始 0 区 間

四百八十二号二十九号及び 路線名 町安井宿字岸田一四鳥取県八頭郡八頭町 一六二番が開 二字ま沖 で円田 一三六五番一から同 中国地方整備局長 取中 河国 .川国道事務所 .地方整備局及び同局鳥 縦林 覧 場 所道

供用開始の期日 令和七年五月三十 Ħ

太田川水系滝山川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時〇中国地方整備局告示第五十一号 同条第三項及び第四項並びに水防法施行規則 間を作成したので、水防法 告示する。 (昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により準用する (平成十二年建設省令第四十四号) 第二条の規定に基づ

その関係図面は、 令和七年五月三十日 中国地方整備局及び太田川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。 中国地方整備局長 林 正道

供用開始の期日

令和七年五月三十日

〇四国地方整備局告示第三十五号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 その関係図面は、令和七年五月三十日から二週 道路法 間 (昭和二十七年法律第百八十号) 般の縦覧に供する 第十八条第一

(=) (=) (→) 道路の種類 令和七年五月三十日

一般国道

路 線名 五十六号

道路の区域

間

後変 別更

敷

地

の

幅

員

延

長

備

考

池四四 他一八五五番まで四から宿毛市平田町四万十市右山字櫻中 田町戸内字森ヶ傍内二〇〇九番 前 後

B C

○・一四~一一○・一○・一○・一四~二五一・○○○

〇·一四 - 五 - 〇 - 一 - 〇 - 一 - 〇 - 一 - 〇 - 〇 - 〇

五五・二六六四四

地図B

一八:三三一

八·五四

をいう。 歌地の区分 上記A・B・C・ 上記A・B・C・

ガニ知前二県 則五九四番一まで 一四○番一から同覧 「幡多郡黒潮町佐畑 町入野字記念 B A C

神地高

前 B·C 前 ·D·C ・G ·F 一二・七〇~三三三三・七〇 九・七〇~一〇八・八〇

八·五四

図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

〇四国地方整備局告示第三十六号

官

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第 項

その関係図面は、令和七年五月三十日から二 令和七年五月三十日 週間 般の縦覧に供する

几 国地方整備局長 豊

П

佳之

間

後変 別更

前

敷

地

の

幅

員

延

長

道路の区域 線名 十一号

道路の種類

一般国道

区

図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局松山 河川国道事務所 後前

九九

五五七七

一一ト 九九ル

規定に基づき、告示する。 次のように道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 〇九州地方整備局告示第八十三号

路 その関係図面は、令和七年五月三十日 令和七年五月三十日 線 名 から 週 間 般 の縦覧に供する

号 ら同町大字岩城字浜崎二一二九番二熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字浜崎二一二二番一熊 ー の 区 間 一九か

九州地方整備局長 図 面 縦覧 森田 場 康

本九

河州 川地

国道事務所
万整備局及び同局

所 夫

> 国 会 事 項

項

衆 議 院

国地方整備局長

豊口

佳之

法律公布奏上通知書受領

を奏上した旨の通知書を受領した。 五月二十八日参議院議長から、 次の法律の公布

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法 災害対策基本法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律

関する法律 る法律の一部を改正する法律 関する法律及び資源の有効な利用の促進に関す 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に

承諾を求めるの件送付通知書受領

諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨 通知書を受領した。 五月二十八日参議院議長から、 国会において承

の

各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省 び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及 令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及

経費増額調書(承諾を求めるの件) の規定による経費増額総調書及び各省各庁所 令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項 各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省 管

議案提出

りである。 民法の一 五月二十八日議員から提出した議案は次のとお 部を改正する法律案 (円より子外四

議案通知書受領

第十八条第一

項

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法 五月二十八日参議院から、本院の送付した次 の一部を改正する法律

災害対策基本法等の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案 関する法律及び資源の有効な利用の促進に関す 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に

関する法律案 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に

諾することを議決した旨の通知書を受領した。 び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及 令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及 又同日参議院から、本院の送付した次の件を承 (第二百十六回国会内閣提出、 本院継続審査)

各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省 令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百 十六回国会内閣提出、本院継続審査)

経費増額調書(承諾を求めるの件)(第二百十六 の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管 回国会内閣提出、 令和五年度特別会計予算総則第二十一条第 - 六回国会内閣提出、本院継続審査) 本院継続審査) 一項

質問書提出

のとおりである。 五月二十八日議員から提出した質問主意書は次

会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会 判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方 に関する質問主意書(八幡愛提出)

質問主意書 や動画の拡散を防止するための法整備に関する 的影響に関する質問主意書(八幡愛提出) 本人の同意なくAIで生成されたわいせつ画像 (八幡愛提出)

質問書転送

た。 五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送し

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書 質問主意書 日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得

米の価格高騰対策に関する質問主意書 報アクセス保障、 問主意書 音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の ICT活用の整備に関する質 情

性に関する質問主意書 著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合 経費増額調書

議

議案受領(予備審査) 院

五月二十八日衆議院から次の議案が送付され

出案を委員会に付託した。 議案付託 提出)(衆第三五号) 民法の一部を改正する法律案(円より子外四名 五月二十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提

内閣委員会に付託

日本学術会議法案(閣法第三六号)

出案を可決した旨衆議院に通知した。 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法 五月二十八日本院は、衆議院送付の次の内閣提

律の一部を改正する法律案

関する法律及び資源の有効な利用の促進に関す 災害対策基本法等の一部を改正する法律案 る法律の一部を改正する法律案 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に

関する法律案 また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に

案を承諾することを議決した旨衆議院に通知し

官

び各省各庁所管使用調書 び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及 令和五年度一般会計原油価格·物価高騰対策及

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項 各庁所管使用調書 の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管

決議送付 五月二十八日議長から内閣総理大臣宛次の決議

を送付した。

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る

質問主意書提出

五月二十八日議員から次の質問主意書が提出さ

主意書(福島みずほ提出)(第一三一号) 高年齢者雇用安定法Q&Aの改訂に関する質問

> 書 が利益誘導に関与した可能性に関する質問主意自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府

号 虐待判定AI及び相談事業AIをめぐる利益誘 導に関する質問主意書

質問主意書転送

五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送し

六号) お会に関する質問主意書(浜田聡提出)(第一二社会保障制度における生涯純受益額と世代間不

止法違反となる可能性に関する質問主意書(浜赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防 田聡提出)(第一二七号)
止法違反となる可能性に関する質問主意書

告の掲載に関する質問主意書(浜田聡提出)(第選挙運動期間中における有料インターネット広 する質問主意書(浜田聡提出)(第一二八号) る雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関 一二九号) 「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とす

CFD取引に関する質問主意書(川田龍平提出) (第一三〇号)

法律公布奏上及び通知

衆議院に通知した。 五月二十八日次の法律の公布を奏上し、 その旨

律の一部を改正する法律国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法

関する法律及び資源の有効な利用の促進に関す脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に 災害対策基本法等の一部を改正する法律 る法律の一部を改正する法律

関する法律 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に

した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知五月二十八日国会において承諾することを議決承諾を求めるの件送付及び通知

び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及 令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省 び各省各庁所管使用調書

の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項 各庁所管使用調書 令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書

(浜田聡提出) (第一三三

三旦

月

國井 長谷川晴生

岡本奈穂子

北川

隆行

吉 寺村 﨑

長谷部美佳

法

務

難民審査参与員に任命する(各通)(五月二十八日) 大祐 築山 健

叙 位 叙 勲

〇叙位

従五位に叙する(各通) 荒川 誠 罰 西森 輝

正六位に叙する(各通) 岡部 邦行 光 松岡 井下 博文 廣 上岡 義幸

節男 保 實 吉 中賀 井 後藤 敏夫 豊 章 渡 中 **邉** 野 佐々木兼幸 章

下坂 浅田

宮島

従六位に叙する (各通)(以上四月) 渡邊多惠子 二十一旦 細山田明 義

従四位に叙する 高橋 青木喜久夫 範昌 夛 田 小武 海三郎 光邦 茶畑 高木 英俊 富夫

従五位に叙する(各通) 正男

正六位に叙する(各通) 井畑 浩 乙益 正隆 佐藤 敬

事 異 動 苫米地幸一 佐々木清夫

内 閣 府

手塚 悟公正取引委員会委員長に任命する(五月二十一日) 茶谷 栄治

個人情報保護委員会委員長に任命する(五月二十

中央防災会議委員に任命する (各通)(五月二十五 黒岩 大西佐知子 祐治 延近 大原 敬 美弘 保 阪本真由美

相星

従五位に叙する

松永 小池

勲

峰岸

朗 男

恒夫

清水

吹

郵

直

木

信義

正五位に叙する

従四位に叙する

正七位に叙する (各通)(以上四月

二十二月

上杉

勝弥

71

山

繁樹

掃部

英明

渡邉

文雄

(姫路工業大学名誉教授)

従六位に叙する(各通)

日比

渡邉

光

長堂 瀬尾

清光 政明

成

高田

小汲

国家公安委員会委員に任命する (五月二十七日) 孝一

直通 真子 従六位に叙する(各通) 正六位に叙する(各通) 武内 織田 彰彦 利光 戸田 米田 治夫 教一

高

野

正巳

正七位に叙する (以上四月 二十三月

大倉

〇叙勲

旭日小綬章を授ける

荒川

司

旭日単光章を授ける (以上四月) 一十一旦 三宅

忠

日小綬章を授ける 小武海三郎

旭日単光章を授ける 石井 光一 清 (各通)(以上四月二十 佐々木兼幸 大山 鳳助 中 野 田 旦 忠

瑞宝双光章を授ける 松岡 廣 (各通) 渡邊多惠子

章

瑞宝小綬章を授け 瑞宝単光章を授ける (以上四月二 <u>十</u> 旦 夛田 光邦

瑞宝双光章を授ける (各通) 日比 洋 渡邉

文雄

瑞宝単光章を授ける (各通)(以上四月二十二日) 掃部 英明 苫米地幸

サミュエル・アルーの信任状捧呈式を行われた。

本邦駐在南スーダン特命全権大使ヴィクトリア・

| 岩手県一 岩手

旭日中綬章を贈与する

(四年四月十三日)

(<u>Fi</u>)

占

用

を

制

限

す

理

由

(七)(六)

図占

面の

縦限

場の

所日

用

制

0 覧 開

始 る

期

瑞宝単光章を授ける 瑞宝双光章を授ける

(以上四

月二十三日

瑞宝中綬章を授ける

(姫路工業大学名誉教授)

上杉

勝弥

瑞宝双光章を授ける イスラエル国人 (四月二十六日) アレックス・ギラディ

木原弥州彦

皇 室 事 項

信任状捧呈式

新任本邦駐在コスタリカ特命全権大使スッシ・ヒ メネス・ヌニェスの信任状捧呈式を行われた。 五月二十八日午前十時1 一十八日午前十一 時、 三十分、 宮中において、新任 宮中において、

> 出門、 の風雲児」を御覧のため、 門、特別展一天皇陛下は、 へ行幸、 同八時四十三分還幸になった。 「蔦屋重三 「蔦屋重三郎 コンテンツビジネス 五月二十七日午後五時四十七分御 東京国立博物館

御答信

-日ノルウェー 三月 二十四 四日御答信が一国王陛下へ (台東

武内

彦

松

永

勲

あった。 発せられた御祝電に対し、 天皇陛下から令和六年十一月 天皇陛下から二月二十 一日ドミニカ大統

信があった。 へ発せられた御祝電に対し、 天皇陛下から四月十七日ジンバブエ大統領閣下 五月九日御答信 が

領閣下へ発せられた御祝電に対

五月九日

1御答

あった。 天皇陛下から三月二十一日パキスタン大統領閣

御答電 があった。

下へ発せられた御祝電に対し、

五月十二日御答信

があった。へ発せられた御祝電に対 天皇陛下から二月二十 Ü 一日クウェート首長殿下 三月二十一日御答電

られた御祝電に対し、 天皇陛下から三月十二日 、四月十四日御答電があった。 [ローマ教皇台下へ発せ

官 厅 報 告

官

官 庁 事 項

区域を指定することとしたので、同条第三道路法(昭和二十七年法律第百八十号)東北地方整備局公示 月三十日から二週間一般の縦覧に供する。同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。日八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道略 の占用を制限 する

その関係図面は、 令和七年五月三十日 令和七年五月三十日から二週 東北地方整備局長

路 種 四 一般国道 号

 (\equiv) (\equiv) (\rightarrow) 用 を 制 限線の す る 区 域名類

関市萩荘字高梨南方三岡市渋民字長渡六五番

限の対象とする占用物件 敷地外に直ちに用地を確保することができないと認めただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より、番一から同市萩荘字中町八八番二までから同市茨民字鶴飼一四番四まで は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、

備 考

西村

拓

から二

られる場合 当該道路の られ 前に占用 を

災害が発生した場合に

東北地方整備局及び同局岩手河川国令和七年五月三十日 河川国道事務

関東地方整備局公示

25トンである道路を、 項第2号イの規定に基づき、

関東地方整備局長 超

福久

次表のとおり 器 셿

噩

指定する期日 令和7年6月1日

2

の最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記 1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さ のとおり定める。 車両制限令 (昭和36年政令第265号) 第3

令和7年5月30日

関東地方整備局長 指定する道路の路線名及び区間 超配 福久

次表のとおり 路線名

噩

重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 令和7年5月 車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第 1 30 ⊞ 下記のとおり指定する。 通行する車両の総

指定する道路の路線名及び区間

般国道4号 1/4

塔番町で | | 田 | 大 | 田 | 田 | 田 越谷市増森二丁 5 埼玉県北葛飾郡 日島字中東445番 丁目200 新郡松伏 5番1ま

条第 0

後方警戒措 闢

後方車両に対し十分は 開羅を取られ、交通の を防止するため、横 の23メートル以上、 の12メートル以上、 の12メートル以上、 の12メートル以上 はが12メートル以上 はが2023メートル以上 はが3023メートル以上 はが3023メートル以上 はが3023メートル以上 はが4023メートル以上 はが4023メートル以上 はが5023メートル以上 はが5023メートル はが5023メートル はが5023メートル はが5023メートル とが5023 とが50 **かの横縦又上上色を表方こなの横縦又上上色を表方こ車を寸寸は、、の有示のと間険法法横線の反すし見。**

③道路情報の収集

九州地方整備局公示

その関係図面は、令和七年五月三十日か区域を指定することとしたので、同条第三 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 般国道4号 烙番町で 越谷市増森二丁目200 5 埼玉県北葛飾郡松伏 田島字中東445番1ま たら二週間一般の縦覧に供する。 一項の規定に基づき次のとおり公示す第三十七条第一項の規定に基づき、

道路の種 限線の す る 種 X 域名類 般国 道

(四) 都 $(\equiv)(\equiv)(\rightarrow)$ 城 制限の対象とする占用な場所上川東四丁目二号一 占路道 用 を 制 号一 物件 番

(七)(六) (<u>F</u>i) 図占 占 用 用 面の を 制 縦限 制 限 \mathcal{O} 覧 開 す 始 る 場の 理 期 所日 由

> 2 指定す る期 Ш 令和7 9年

Ш

Ш

ယ 通行方法

よらなければならない。 え4.1メートル以下の車両は、 の道路を通行す トる高さ が3.8メー 次の通行方法に トルを

①走行位置の指定

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あちかじめ道路情報を収集し、上空障害館所切ないことを確認の上活行のないことを確認の上活行すること。

九州地方整備 道路 湯長 ź 0 森 占用を制限する 田 康夫

備 考

より前に占用

を

当 れる場合 合の

令和七年五月三十 おける被害の拡大を防止するため。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 災害が発生した場合に

九州地方整備局及び同局宮崎 河川国 道事務所

中四

洋昌

插

脇田

和美

田中

栄次

官 報 (七) (六) 番雲 四仙 (<u>F</u>i) 垂水市牛根境字川下一三八八番二から同市牛根境字川上一三五五番三まで 九六番二まで 志布志市志布志町帖字大原七二二八番四から同市志布志町帖字南坂ノ上六八 (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow) (七) (六) (\equiv) (\equiv) (\longrightarrow) 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十六号 区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。 (**Fi**) 令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで その関係図面は、 その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3⑵の規定に基づき、 占 制限の対象とする占用物件 占路道 占 まで、市小浜町北本町字松ノ平三五七番一から同市小浜町北本町字椿坂二一三市小浜町北本町字松ノ平三五七番一から同市小浜町北本町字椿坂二一三 占路道 令和七年五月十二日 を禁止する期間について、 令和七年五月三十日 制限の対象とする占用物件 令和七年五月三十日 路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する | **日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十六号** 用 用を 用 用 用 用 面の 面の (昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する を を を 制 制 制 制 制 制 縦限 縦限 限線の 限線の の覧開 限 の開 限 す す 令和七年五月三十日から二週間 覧 す する 始 始 る る る 場 の期 場 0 理 区 理 区 期 所自 由 域名類 所召 由 域 名 類 次のとおり公示する。 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所 令和七年五月三十一日 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。) 新たに地上に設ける電柱 九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所 令和七年五月三十一日 緊急輸送道路の占用を制限することにより、 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用 五十七号及び二百五十一号 敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、 敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、 認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。) おける被害の拡大を防止するため。 は、この限りでない。 二百二十号 おける被害の拡大を防止するため。 は、この限りでない。 一般国道 般国道 **太平洋広域漁業調整委員会会長** 般の縦覧に供する (占用の制限の開始の期日より前に占用を 九州地方整備局長 九州地方整備局長 遊漁者のくろまぐろ(大型魚) 災害が発生した場合に 災害が発生した場合に 備 北門 森田 森田 当該道路の 当該道路の 康夫 利英 康夫 考 考 の 型魚) 次のとおり公告する。 刦 令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで の採捕を禁止する期間について、 令和七年五月十四日から令和七年五月三十一日まで 基本測量関係事項公告 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十六号 櫯 無光 基本測量の測量成果を得たので、 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号32の規定に基づき、 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号3②の規定に基づき、 令和七年五月十二日 芴 令和7年5月30 令和七年五月十二日 の採捕を禁止する期間について、 漜 区 \sim 万5 箈 千分1 令和7年6月1日 \mathbb{K} 令和7年 実施時期 次のとおり公示する。 測量法 次のとおり公示する。 所紋旭旭旭旭旭 熊熊熊鹿鹿開長長長長長長長 大大大宫宫熊熊 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 (昭和24年法律第188号) 児児開 믤 田崎崎崎崎崎 槴 分商 戸内海広域漁業調整委員会会長 絻 10 - 315-216 - 315 - 413 - 43-210 - 210 - 116 - 315 - 410 - 410 - 34—1 此 至 ᇎ 屋 詽 抵 疟 愛山溪温 国 斌 長崎東北 耳 有嬉 荐 具 拓 絙 \times 鍈 \square ₽ トムラウシ山 第27条第1項の規定に基づき、 遊漁者のくろまぐろ(大型魚) 海東 金道 陸鹿 国土交通大臣 向青 後吉 |空田 釆 蘇 赮 喵 恕 歴 釲 榧 遊漁者のくろまぐろ(大 野 屎 船港雄早部留内岳田野杵山 原野原 県 調製・多色・

近畿農政局長 相本 浩志

<4 ₩П

裁定表記載公告

令和7年5月30日

東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第3項の規定によ り、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方檢察庁立川支部 令和6年第1号
- 2 支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日 令和7年5月30日
- 3 この公告に関する問い合わせ先

〒190-8544 東京都立川市緑町6番地の3 東京地方検察庁立川支部

犯罪被害財産支給手続担当 電話番号 042-548-5055 (代表) 内線487

- この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しな いときは、その権利は消滅することになります。
- 上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

鬼怒川南部土地改良区連合役 員の退任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨 城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良 区連合から役員の退任の届出があったので、土地 改良法(昭和24年法律第195号)第84条において 準用する第18条第19項、第124条及び第136条の4 の規定に基づき公告する。

令和7年5月30日

関東農政局長 安東

退任

氏 名 住 役職 栃木県真岡市長田320番地

猪名川土地改良区連合の定款 変更の認可の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条に おいて準用する同法第30条第2項、第124条及び 第136条の4の規定に基づき、大阪府及び兵庫県 の区域の一部を地区とし、大阪府豊中市に事務所 を有する猪名川土地改良区連合から申請のあった 定款変更は、令和7年5月13日に認可したので、 同法第84条において準用する同法第30条第3項、 第124条及び第136条の4の規定により公告する。 令和7年5月30日

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

令和7年(家)第90304号

東京都多摩市豊ヶ丘3丁目5番地

申立人 コスモフォーラム多摩管理組合 本籍東京都台東区浅草4丁目1番地、最後の 住所東京都多摩市豊ヶ丘3丁目5番地5一 503、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日 令和6年2月13日、出生の場所東京市下谷区、 出生年月日昭和16年9月21日、職業不明 被相続人 亡 大竹 偉琪 事務所東京都新宿区新宿1丁目26番1号長田 屋ビル5階 TOKYO大樹法律事務所 相続財産清算人 弁護士 木下 泉

催告期間満了日 令和7年12月22日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90309号

東京都小平市学園西町2丁目9番32号アーバ ンハイツ203

申立人 近藤シヅ子

本籍東京都武蔵野市西久保1丁目48番、最後 の住所東京都武蔵野市境1丁目17番6-502 号興栄マンションむさしの、死亡の場所千葉

県浦安市、死亡年月日令和6年6月19日、出 生の場所宮崎県日向市、出生年月日昭和36年 1月28日、職業無職

被相続人 亡 平岡 敬活

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町1丁目18番 7号アベーテ吉祥寺303 吉祥寺みなみ法律 事務所

相続財産清算人 弁護士 堀 麦枝 催告期間満了日 令和7年12月22日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7098号

東京都世田谷区駒沢1丁目19番11-401号 申立人 大場 宏子

本籍神奈川県川崎市多摩区寺尾台2丁目8番 地1、最後の住所川崎市多摩区寺尾台2丁目 8番地1 4-402、死亡の場所神奈川県川 崎市多摩区、死亡年月日推定令和6年2月3 日から4日の間、出生の場所満洲国奉天市、 出生年月日昭和17年10月5日、職業無職 被相続人 亡 新山 和子

川崎市川崎区東田町6番地2ミヤダイビル5 階SKY総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 横山 朗 催告期間満了日 令和7年12月16日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第30060号

静岡市駿河区用宗5丁目2番12号 池谷司法 書士事務所

申立人 池谷 道男

本籍静岡県静岡市葵区本涌7丁目33番地、最 後の住所静岡市葵区柳町185番地の5 厚生 苑清流の郷、死亡の場所静岡県静岡市葵区、 死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所静 岡県静岡市、出生年月日昭和6年10月10日、 職業無職

被相続人 亡 尾崎美津江

静岡市駿河区用宗5丁目2番12号 池谷司法 書士事務所

相続財産清算人 司法書士 池谷 道男 催告期間満了日 令和8年1月5日 静岡家庭裁判所

令和7年(家)第3024号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構 本籍静岡県御前崎市比木3233番地、最後の住 所静岡県御前崎市門屋1336番地の3、死亡の 場所静岡県御前崎市、死亡年月日令和4年12 月12日、出生の場所静岡県小笠郡比木村、出 生年月日昭和27年5月5日、職業不明 被相続人 亡 植田 伸夫

静岡県掛川市大池705番地の1 スマイル パークトダビル301 はぎた法律事務所 相続財産清算人 弁護士 萩田 満 催告期間満了日 令和7年12月24日 静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第82号

静岡県富士市宮島1381番地の2

申立人 安藤 貴明

本籍静岡県島田市湯日2000番地6、最後の住 所静岡県島田市川根町笹間上719番地、死亡 の場所静岡県島田市、死亡年月日令和6年6 月4日、出生の場所北海道野付郡別海村、出 生年月日昭和32年6月2日、職業無職

被相続人 亡 斉藤 明裕

静岡県静岡市清水区計1丁目2番1号えじり あ203号中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔 催告期間満了日 令和7年12月12日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第268号

名古屋市中村区椿町7番9号 申立人 愛知県信用保証協会 本籍愛知県豊田市白山町七曲12番地468、最 後の住所愛知県豊田市白山町七曲12番地468、 死亡の場所愛知県豊田市、死亡年月日令和5

年9月8日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、 出生年月日昭和37年6月21日、職業不明

被相続人 亡 德 克憲

愛知県豊田市若宮町7-2-5クリスタルビ ル4階 豊田シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 翔 催告期間満了日 令和7年12月19日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第418号

京都府城陽市寺田東ノ口16・17番地 申立人 城陽市長 奥田 敏晴 本籍京都府城陽市平川東垣外77番地3、最後 の住所京都府城陽市平川東垣外77番地の3、 死亡の場所京都府城陽市、死亡年月日令和6 年3月14日、出生の場所中華民国天津日本租 界松鳴街、出生年月日昭和14年2月2日、職 業無職

被相続人 亡 石野 泰助 事務所京都市中京区竹屋町通寺町西入 石塚 ビル2階 なかで法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中出威一郎

催告期間満了日 令和7年12月19日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第453号

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 申立人 京都信用保証協会

代表者理事 山内 修一

本籍京都府宇治市木幡南山80番地577、最後の住所京都府宇治市木幡南山80番地の577、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和6年3月30日、出生の場所大阪府守口市、出生年月日昭和48年11月24日、職業不詳

被相続人 亡 石川 武士

事務所京都市中京区夷川通両替町西入巴町81 都大路法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川博啓 催告期間満了日 令和7年12月19日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第80450号

兵庫県宝塚市千種4丁目10番18号 申立人 山本 達夫

本籍大阪府高槻市安岡寺町4丁目60番、最後の住所大阪府高槻市須賀町49番2-211号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年1月6日、出生の場所大阪府大阪市西区、出生年月日昭和39年6月28日、職業無職被相続人 亡 浦野 惠子 大阪市北区南森町2丁目2番9号南森町八千

大阪市北区南森町2丁目2番9号南森町八千 代ビル8階

相続財産清算人 弁護士 仁張 望 催告期間満了日 令和8年1月13日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80455号

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 申立人 株式会社三菱UFJ銀行 本籍大阪府大東市北楠の里町81番地15、最後 の住所大阪府大東市北楠の里町20番5号、死 亡の場所大阪府四條畷市、死亡年月日令和6 年7月2日、出生の場所兵庫県武庫郡魚崎町、 出生年月日昭和10年8月10日、職業不明 被相続人 亡 吉田 元重

大阪市北区西天満3丁目13番18号島根ビル ディング5階

相続財産清算人 弁護士 平田 晃之 催告期間満了日 令和8年1月13日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80497号

大阪市北区天満橋1丁目6番3号 リバティ 天満橋401号室

申立人 宮本 寛之

本籍大阪府大阪市北区国分寺2丁目20番地、 最後の住所大阪市中央区日本橋2丁目2番 3-903号、死亡の場所大阪府大阪市浪速区、 死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所大 阪府大阪市北区、出生年月日昭和8年3月2 日、職業無職

被相続人 亡 楠本美代子 大阪市中央区南船場4-3-2ゼント心斎橋 ビル5階

相続財産清算人 弁護士 平松亜矢子 催告期間満了日 令和8年1月13日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80516号

大阪市城東区今福東3丁目1番34 申立人 ローレルコート今福鶴見管理組合 本籍大阪府大阪市鶴見区諸口6丁目5番、最 後の住所大阪市城東区今福東3丁目1番34— 1202号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死 亡年月日令和4年5月21日、出生の場所大阪 府大阪市天王寺区、出生年月日昭和16年2月 27日、職業無職

被相続人 亡 島野 禮子 大阪市北区西天満1-2-5大阪JAビル13 階

相続財産清算人 弁護士 高橋 俊之 催告期間満了日 令和8年1月13日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4083号

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 申立人 株式会社三菱UFJ銀行

本籍大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁26番地33、最後の住所大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁26番地33、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和27年3月15日、職業無職

被相続人 亡 小林 生作 事務所大阪府大阪市北区南森町2-1-23藤 原ビル6 階

相続財産清算人 弁護士 佐藤 啓介 催告期間満了日 令和7年12月23日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40098号

神戸市須磨区清水台1番地の18 グレーシィ 須磨アルテピアⅡ番街1004号

申立人 鈴木 馨子

本籍広島県竹原市本町3丁目3964番地、最後の住所神戸市西区岩岡町西脇838番地関西青少年サナトリューム、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和34年1月25日、職業無職

被相続人 亡 齊藤キミ子 神戸市中央区江戸町98番地の1東町・江戸町 ビル2階 神戸きらめき法律事務所 相続財産清算人 弁護士 村上 公一 催告期間満了日 令和7年12月26日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70038号

神戸市中央区浪花町62番地の1 申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県加古川市志方町志方町585番地、 最後の住所兵庫県加古川市志方町志方町458 番地の16、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年 月日令和6年9月15日、出生の場所兵庫県印 南郡志方村、出生年月日昭和29年2月6日、 職業不明

被相続人 亡 堀口 雅之

事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護 士法人菊井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中澤 広明 催告期間満了日 令和7年12月19日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70047号

兵庫県姫路市香寺町香呂118-1ファンド香 呂301号室

申立人 松岡 貴代

本籍兵庫県神崎郡福崎町大貫62番地、最後の住所兵庫県神崎郡福崎町大貫62番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和2年12月19日、出生の場所兵庫県神崎郡八千種村、出生年月日昭和3年5月9日、職業無職

被相続人 亡 内藤 正子

事務所兵庫県姫路市安田3丁目103番地の2 弁護士法人藤田・川崎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上月 祐 催告期間満了日 令和7年12月19日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70050号

兵庫県西宮市戸田町5番19-201号

申立人 吉岡 清友

本籍兵庫県洲本市五色町鮎原西739番地、最後の住所兵庫県加古郡稲美町北山1264番地、死亡の場所兵庫県加古郡稲美町、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所兵庫県三原郡八木村、出生年月日昭和23年12月16日、職業無職

被相続人 亡 大西 陽子 事務所兵庫県姫路市南畝町1丁目4番地ST REAM法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 政希 催告期間満了日 令和7年12月10日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第315号

兵庫県洲本市山手2丁目1番58号

申立人 船越 健司

本籍兵庫県洲本市上物部2丁目283番地、最後の住所兵庫県洲本市上物部2丁目5番41号、死亡の場所兵庫県洲本市、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所兵庫県三原郡榎列村、出生年月日昭和11年10月21日、職業無職

被相続人 亡 森 豊明

神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階 弁護士法人東町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 幸寺 覚 催告期間満了日 令和7年12月19日

神戸家庭裁判所洲本支部

令和7年(家)第258号

東京都足立区西新井6-26-10

申立人 村瀬 圭一

本籍愛知県名古屋市西区枇杷島 3 丁目112番地、最後の住所奈良市白毫寺町748番地の10、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所朝鮮全羅北道、出生年月日昭和13年8月11日、職業無職

被相続人 亡 村瀬 克子

奈良市高天町10番地の1株式会社T. T. ビル2階南都総合法律事務所

相続財産清算人 冨島 淳

催告期間満了日 令和8年1月8日

奈良家庭裁判所

令和7年(家)第1027号

奈良県香芝市関屋北3丁目17番8号 申立人 田中 広美

本籍大阪府松原市丹南3丁目644番地、最後 の住所奈良県香芝市関屋北3丁目17番8号、 死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和6 年6月15日、出生の場所大阪府南河内郡丹南 村、出生年月日昭和14年6月19日、職業会社 顧問

被相続人 亡 田中 廣治 奈良県橿原市内膳町1丁目1番19号 セレー ノビル2階 なら法律事務所 相続財産清算人 弁護士 朝守 令彦 催告期間満了日 令和7年12月22日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第1028号

大阪市住吉区東粉浜3-7-8

申立人 大津 尚美

本籍奈良県大和高田市大字勝目33番地、最後 の住所奈良県大和高田市大字勝目33番地、死 亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日平成31年 1月31日、出生の場所奈良県北葛城郡馬見村、 出生年月日昭和12年9月25日、職業不明 被相続人 亡 門出 憲昌

奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所 会館1階 弁護士法人 ナラハ奈良法律事務

相続財産清算人 弁護士 市ノ木山朋矩 催告期間満了日 令和7年12月26日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第1034号

奈良県大和高田市大字池田488番地19 申立人 吉田 佳寛

本籍奈良県大和高田市大字池田488番地19、 最後の住所奈良県大和高田市大字池田488番 地19、死亡の場所奈良県大和高田市、死亡年 月日推定令和6年5月11日から20日までの 間、出生の場所和歌山県新宮市、出生年月日 昭和35年9月7日、職業無職

被相続人 亡 吉田 葉月

奈良県大和郡山市北郡山町246番地 大和本 社ビル2階 大和郡山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青木 啓靖 催告期間満了日 令和7年12月22日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第41号

島根県雲南市大東町下佐世566番地内第1 申立人 米田 龍信

本籍島根県雲南市大東町下佐世566番地内第 1、最後の住所大阪府大阪市港区港晴3丁目 9番10号、死亡の場所大阪府大阪市港区、死 亡年月日平成30年3月27日、出生の場所滋賀 県犬上郡福満村、出生年月日昭和9年12月7 日、職業不明

被相続人 亡 米田 宗穂 島根県松江市浜乃木4丁目8番7号 相続財産清算人 青木 一男 催告期間満了日 令和8年1月31日

松江家庭裁判所

令和6年(家)第30571号

広島県東広島市西条東北町12番27号 申立人 一般財団法人東光会 本籍廣島縣賀茂郡寺西村字西条東4番屋敷、 最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月 日明治32年4月9日、出生の場所不明、出生 年月日天保3年3月5日、職業不明 被相続人 亡 門脇マツヨ 事務所広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀 ビル2階 上八丁堀法律事務所 相続財産清算人 弁護士 三保 友佳 催告期間満了日 令和7年12月12日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30043号

広島県安芸郡海田町月見町9番42-503号 申立人 手島 清己

本籍広島市中区東平塚町1番、最後の住所広 島市中区東平塚町1番9-802号京橋川コー ポ、死亡の場所広島県広島市中区、死亡年月 日平成31年1月3日、出生の場所鹿児島県熊 毛郡西之表町、出生年月日昭和29年5月6日、 職業無職

被相続人 亡 手島 政美 事務所広島市中区上八丁堀7-10 HSビル 2階 弁護士法人板根富規法律事務所 相続財産清算人 弁護士 板根 富規 催告期間満了日 令和7年12月17日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30054号

広島市東区温品8丁目9番30号

申立人 香川 貞昭

本籍広島市東区温品8丁目353番地、最後の 住所広島市東区温品8丁目12番1号、死亡の 場所広島市東区、死亡年月日令和6年11月26 日頃、出生の場所広島市、出生年月日昭和41 年10月15日、職業無職

被相続人 亡 香川 良輔

事務所広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビ ル905 熊野量規法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中村 麗子

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30061号

広島市安佐南区伴中央5丁目21番6号 申立人 岡本瑠璃子

催告期間満了日 令和7年12月12日

本籍広島県三原市久井町羽倉3289番地、最後 の住所広島市安佐南区伴中央5丁目21番6号 岡本方、死亡の場所広島県広島市安佐南区、 死亡年月日平成29年2月9日、出生の場所広 島県広島市、出生年月日昭和5年5月15日、 職業無職

被相続人 亡 迫田ヤヱ子 事務所広島市中区基町13-13 広島基町NS ビル6階 岡野法律事務所 相続財産清算人 弁護士 岡 亮介

催告期間満了日 令和7年12月17日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第30097号

広島市中区南竹屋町2番5号サンライズビル 201号

申立人 引地 敏幸

本籍広島市中区基町1番地、最後の住所広島 市安佐北区可部町大字上町屋1539番地、死亡 の場所広島市安佐南区、死亡年月日令和7年 1月15日、出生の場所広島県高田郡甲田町、 出生年月日昭和21年9月8日、職業無職 被相続人 亡 井上 幸彦 広島市中区南竹屋町2番5号サンライズビル 201号

相続財産清算人 司法書士 引地 敏幸 催告期間満了日 令和7年12月15日 広島家庭裁判所

令和7年(家)第40号

北海道根室市梅ヶ枝町3丁目15番地 申立人 大地みらい信用金庫

本籍北海道根室市光洋町3丁目37番地8、最 後の住所北海道根室市本町4丁目65番地、死 亡の場所北海道根室市、死亡年月日推定令和 6年7月28日、出生の場所北海道根室市、出 生年月日昭和37年12月2日、職業会社役員 被相続人 亡 岡本 純子

北海道標津郡中標津町東1条南3丁目2番地 1 やまりんビル1階なかしべつ法律事務所 相続財産清算人 猪原 健弘

催告期間満了日 令和7年12月22日

釧路家庭裁判所根室支部

令和7年(家)第9013号

秋田県湯沢市岩崎字岩崎118番地

申立人 高橋 克之

本籍秋田県湯沢市山田字上堂ヶ沢75番地、最 後の住所秋田県湯沢市皆瀬字上小保内6番 地、死亡の場所秋田県湯沢市、死亡年月日令 和6年7月14日、出生の場所秋田県湯沢市、 出生年月日昭和28年11月18日、職業無職

被相続人 亡 高橋 永治

秋田県横手市大屋新町字大平593番地1 弁 護士法人近江法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近江 直人 催告期間満了日 令和7年12月25日

秋田家庭裁判所構手支部

令和7年(家)第20043号

群馬県前橋市六供町2丁目50番地43 申立人 あかぎ信用組合

本籍群馬県伊勢崎市若葉町15番地、最後の住 所群馬県伊勢崎市波志江町4149番地7、死亡 の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和4年 3月29日、出生の場所群馬県佐波郡宮郷村、 出生年月日大正14年12月17日、職業無職 被相続人 亡 内山 圭 群馬県前橋市石倉町4-7-11 奈良法律事 務所

相続財産清算人 奈良 浩樹 催告期間満了日 令和7年12月15日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第242号

東京都品川区北品川2丁目8番3号 申立人 特定非営利活動法人ライフサポート東 京

代表者理事 平松 太郎

本籍東京都江戸川区江戸川2丁目45番地、最 後の住所埼玉県草加市栄町3丁目1番14-3 号草加幸楽園、死亡の場所東京都足立区、死 亡年月日令和6年12月25日、出生の場所埼玉 県南埼玉郡菖蒲町、出生年月日昭和35年3月 7日、職業無職

被相続人 亡 佐々木浩二

事務所埼玉県草加市松原1丁目1番10号獨協 地域と子ども法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鮎田 謙一 催告期間満了日 令和7年12月15日

さいたま家庭裁判所越谷支部

金曜

令和7年(家)第7050号

長野県須坂市大字坂田375番地

申立人 山小 延子

本籍長野県須坂市大字坂田375番地、最後の住所長野県須坂市大字坂田375番地、死亡の場所長野県須坂市、死亡年月日平成21年7月18日、出生の場所長野県上高井郡須坂町、出生年月日昭和15年1月9日、職業自営業被相続人 亡 山小 貴治

長野市緑町1420番地11 萩原ビル2階山崎勝 巳法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 勝巳 催告期間満了日 令和7年12月16日

長野家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第7047号

長野市大字南長野県町490番地5

申立人 永井 真介

本籍長野県須坂市臥竜1丁目619番地4、最後の住所長野県須坂市臥竜1丁目6番21号、死亡の場所長野県須坂市、死亡年月日平成22年7月以下不詳、出生の場所長野県須坂市、出生年月日昭和32年2月22日、職業不明被相続人 亡 寺内 仁郎 催告期間満了日 令和7年12月9日

長野家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第2号

岐阜市日野南5丁目7番1号 申立人 藤沢工業株式会社 代表者代表取締役 藤沢 克浩 権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月29日 令和7年5月9日 岡山簡易裁判所 (別紙) 目 録

約束手形 1 通

手形番号 BB70098

金額 991,540円

支払期日 令和7年6月20日

支払地 岡山市

支払場所 株式会社中国銀行小橋支店

振出日 令和7年3月14日

振出地 岡山市中区桜橋1丁目3番26号

振出人 株式会社山陽ファニチャー 代表取締

役 金谷 政彦 受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公 示催告の申立てがあったので、その権利者は、下 記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け 出てください。もし下記権利の届出の終期までに 権利の届出がない場合には、その権利は失権する ことがあります。

石川県小松市上本折町32番地

申立人 大井幸兵衛

権利の届出の終期 令和7年9月1日

令和7年4月17日 小松簡易裁判所

(別紙) 目 録

(1)土地 石川県小松市上本折町32番 宅地 22.74平方メートル

(2)登記年月日番号 金沢地方法務局小松支局明治 32年9月4日受付第485号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治32年8月30日設定

目的 建物所有

存続期間 明治32年7月より50年

地代 7円45銭3厘

支払期 毎年1月15日、7月15日

地上権者 小松市上本折町27番地

江下 福松

失踪宣告

令和6年(家)第1603号

本籍北海道檜山郡厚沢部町字当路149番地、 最後の住所北海道札幌市豊平区平岸2条9丁 目1番22-401号

不在者 片桐 巻子

昭和28年11月18日生

令和7年4月25日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第78号

本籍北海道旭川市末広6条2丁目4番地3、 最後の住所旭川市東鷹栖4条4丁目639番地 市住1105号

不在者 林田 秀一

昭和37年4月2日生

令和7年5月1日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第119号

本籍群馬県利根郡みなかみ町小川2396番地 2、最後の住所群馬県利根郡月夜野町大字小 川2396番地2

不在者 秋山 和夫

昭和13年1月3日生

令和7年5月1日失踪宣告審判確定

前橋家庭裁判所沼田支部裁判所書記官

令和6年(家)第260号

本籍千葉県八街市大木669番地、最後の住所 千葉県八街市八街へ199番地

不在者 住田 健兒

昭和12年8月6日生

令和7年5月1日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第5002号

本籍東京都町田市鶴川6丁目1番地22、最後の住所東京都江東区森下1丁目12番5号(有)三 栄総業405

不在者 東 茂哉

昭和45年8月30日生

令和7年5月2日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6305号

本籍東京都杉並区成田東4丁目40番地、最後 の住所東京都杉並区堀ノ内3丁目10番24号

不在者 矢車 真樹

昭和47年9月2日生

令和7年5月1日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6351号

本籍山梨県北杜市白州町鳥原2710番地、最後の住所不明

不在者 渡辺 信男

昭和7年5月1日生

令和7年5月3日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2020号

本籍神奈川県横浜市港北区篠原北2丁目1121 番地1、最後の住所横浜市港北区篠原北2丁 目19番2号

不在者 伊東 重藏

大正12年9月20日生

令和7年4月29日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2497号

本籍神奈川県藤沢市善行坂1丁目13番、最後 の住所神奈川県藤沢市善行坂1丁目13番30号 不在者 西村 和夫

昭和13年6月3日生

令和7年5月1日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第5266号

本籍新潟県新潟市中央区沿垂西1丁目1181番地、最後の住所新潟市中央区沼垂西2丁目4番17号

不在者 加藤 六榮

昭和24年1月1日生

令和7年5月3日失踪宣告審判確定

新潟家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第873号

本籍三重県鳥羽市鳥羽4丁目1207番地、最後の住所愛知県みよし市三好丘緑2丁目12番地

不在者 猪島 貞子

昭和6年10月26日生

令和7年5月2日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第71号

国籍アメリカ合衆国、最後の住所山口県岩国 市以下不詳

不在者 レイモンド、アール、ホワイト 西暦1924年7月6日生

令和7年3月28日失踪宣告審判確定

山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

令和6年(家)第8156号

本籍北海道夕張市日吉18番地、最後の住所宮 崎県西都市大字下三財3243番地17

不在者 工藤 芳男

昭和13年2月2日生

令和7年4月26日失踪宣告審判確定

宮崎家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権 利について公示催告をしたところ、定められた下 記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又 は、権利を争う旨の申述がなかったので、前記の 権利は失権する。

令和6年(へ)第7号

石川県かほく市下山田へ23番地(登記記録上 の住所河北郡宇ノ気町字下山田ホ18番地) 申立人 櫻井 豊

権利の届出の終期 令和7年5月2日

令和7年5月7日

金沢簡易裁判所

(別紙) 目 録

- 1 土地 かほく市下山田ホ15番6 宅地 70.47平方メートル
- 2 登記年月日番号 金沢地方法務局明治44年3月 10日受付第1474号
- 3 登記した権利の内容

明治44年3月10日賃借権設定登記

借賃 1年金7円

支払期 毎年12月30日

存続期間 20年

賃借権者 河北郡宇ノ気町字下山田ホ15番地 山本吉三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第61号

山口県下関市彦島西山町5丁目5番1号 債務者 有限会社ふく晴

代表者代表取締役 米村 吉晴

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 直行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第58号

群馬県高崎市下之城町807番地41 倩務者 岩下 章

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大竹由希子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第624号

千葉県市原市姉崎994番地1 PROVEN CE 202号室

債務者 渡井 啓貴

- 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 秀大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第361号

埼玉県富士見市水谷東1丁目11番11号ハイツ ローラン103

債務者 片岡 剛子

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日名子 暁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後2 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第59号

青森県弘前市大字南瓦ケ町5 イリゴマン ション317、住民票上の住所青森県南津軽郡 大鰐町大字大鰐字大鰐191番地

債務者 新宅 弘敏

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 破産管財人 弁護士 三上 雅诵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10 時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第434号

東京都荒川区東日暮里2丁目48番1号 サン ライフ坂口505

債務者 古澤 典明

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井野 明梨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第688号

千葉市美浜区幸町1丁目9番1棟505号 債務者 佐藤 智久

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 朱見
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破產再生係

令和7年(フ)第692号

千葉市美浜区打瀬1丁目11番地1 グリーナ A棟230号

債務者 渡邊 茂利

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第601号

千葉県市川市妙典6丁目5番22号 (ラ・ネ ニュファール102号)

債務者 金子 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大島 繁幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 千葉地方裁判所民事第4部破產再生係

令和7年(フ)第614号

千葉県習志野市大久保1丁目24番5-502号 債務者 石井 一中

- 1 决定年月日時 令和7年5月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上杉 浩介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
- 取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第638号

千葉県船橋市海神1丁目29番31-103号 債務者 中野 知宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 謙介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第578号

千葉県船橋市行田2丁目2番5棟807号 債務者 吉津 玲子

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬田 和俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第95号

岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割88番地 23、前住所岩手県岩手郡雫石町西安庭第14地 割50番地21

債務者 徳田 輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 力
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2 時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第790号

名古屋市東区東桜1丁目10番4号 オープン レジデンシア久屋大涌THE COURT 1001号

債務者 森川 友香

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮田 智弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第661号

千葉県船橋市本中山5丁目6番14-103号 債務者 矢野 英治

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 一成
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第3005号

東京都江戸川区西葛西2丁目21-8-204 債務者 本松健士郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洪 美絵

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで | 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3095号

東京都江戸川区上一色1丁目9-5-202 債務者 中島 和行

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 造一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3099号

東京都立川市高松町2丁目16-14-202 債務者 谷澤 腎一

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片倉 秀次
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3103号

東京都江東区亀戸3丁目44-5-103 債務者 佐竹直喜雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀ヶ谷貴之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3104号

東京都世田谷区南烏山1丁目4-6-201 債務者 十河 香奈

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 慎市
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3106号

東京都募飾区金町2丁目21-1-322 債務者 辰巳 茜

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 真央
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3109号

東京都墨田区亀沢1丁目10-8-501 債務者 干場 薫

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青山 玄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3137号

東京都北区志茂5丁目38-7-201 債務者 神波 一明

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 輝紀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3150号

東京都練馬区旭町2丁目18-24-202 債務者 今億 大二

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 光明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3168号

東京都江戸川区東葛西9丁目23-28-621 債務者 鈴木 寛人(旧姓大江)

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古西 桜子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3187号

東京都三宅島三宅村阿古568-33 債務者 前田 素男

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 成貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3188号

東京都西東京市芝久保町2丁目17-611 債務者 金子 良幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秦 竜也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第3199号

東京都板橋区徳丸6丁目23-13-402 債務者 安永明日香

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上壮太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3234号

東京都大田区南馬込4丁目9-9-102 債務者 金子 謙次

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石谷 英之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3250号

東京都板橋区高島平8丁目12-9-501 債務者 久保 公祐

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 皆川 秀幸
- □ 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後2時
 - 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3251号

東京都板橋区高島平8丁目12-9-501 債務者 久保 万実

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 皆川 秀幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 17日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2986号

東京都立川市錦町1丁目15-31 エルウィン グ立川二番館 306

債務者 増本 寛

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴﨑 悠介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2994号

東京都国分寺市西町5丁目20-5 レジデン ス武蔵野Ⅱ103

債務者 加藤 裕之

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中陳 道夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2995号

東京都日野市旭が丘4丁目7-5 シティハ イツ日野旭が丘5-305

債務者 吉田 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中筋 賢治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3025号

東京都板橋区赤塚6丁目37-20 第5コーポ ラス春日105

債務者 佐藤 勝司

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井口 賢人

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで | 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3053号

東京都江戸川区東葛西2丁目19-10-103 **債務者** 浅田 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 俊一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
- 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3057号

東京都八王子市散田町3丁目15-8-103 債務者 伊藤 華月

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水関 寿量
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3058号

東京都練馬区豊玉北4丁目27-8 平田方 201

債務者 倉本 稜子

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 行雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3059号

東京都練馬区練馬2丁目27-17 シャルム 1993 104

債務者 藤本

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 耕平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3060号

東京都中野区上高田1丁目26-18-102 債務者 曽我部幸恵

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 保木野秀明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3074号

東京都練馬区高野台2丁目27-16-504 債務者 田村多賀子

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芥川 壮介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3075号

東京都江戸川区大杉5丁目4-5 債務者 岡田 直人

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関口 彰紀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

の | 令和7年(フ) 第3085号

東京都品川区南大井6丁目16-1-201 倩務者 植村 理枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板垣 義一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3096号

東京都港区三田5丁目21-10-2A 倩務者 齊藤 降

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松原 腎宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会·一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3097号

東京都足立区舎人1丁目1-3 トーキョー ベータ舎人8 202

債務者 山中 玲央

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村美智子
- □ 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午後1時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3102号

東京都葛飾区東四つ木4丁目44-2-1006 債務者 玉城彰太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川上 善行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 令和7年(フ) 第358号 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3108号

埼玉県新座市西堀2丁目6-21 債務者 岡安 悠弥

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 昇
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3131号

東京都江東区亀戸5丁目29-9-101 債務者 臼倉 健二

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺本 昌晋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第43号

新潟県阿賀野市中潟650番地 **債務者** 五十嵐 降

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石山 正彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 新潟地方裁判所新発田支部

広島県安芸郡府中町宮の町2丁目15番11ー

債務者 馬場 俊充

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 半澤 茜
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第40号

広島県尾道市栗原町11763番地1 メゾン・ ド・ショコラA101

債務者 岩﨑 清志

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 干鯛 潤
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 広島地方裁判所尾道支部

「令和7年(フ)第110号

千葉県印西市平賀1379番地4オレンジコート 115、前住所千葉県印西市原山2丁目2番地 1 棟402号

債務者 大山接骨院こと 岡口 正昭

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島 和憲
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第677号

千葉県船橋市東中山2丁目3番59-202号 債務者 老沼 幸弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐賀 紘人
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第607号

千葉市若葉区桜木8丁目14番8号 グランド ハイツⅡ1ーE号

債務者 竹内 慶胤

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蕨 俊英
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 千葉地方裁判所民事第4部破產再生係

令和7年(フ)第630号

千葉県習志野市袖ケ浦3丁目3番6-410号 債務者 西野 秀夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平澤 梨奈
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第122号

千葉県佐倉市井野1109番地55、前住所東京都 目黒区大橋1丁目6番16-201号 メゾン・ ド・サリアン

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 剛
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第716号

千葉県市原市辰巳台東3丁目4番地 グリー ンフェローズ古河寮107号

債務者 丸 政博

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 拓也
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

ത

令和7年(フ)第127号

宮崎市恒久南3丁目11番地16 弥生コーポ 205号、前住所宮崎市恒久南3丁目9番地3 債務者 外山 敏夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野間浩司
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第189号

宮崎県児湯郡新富町大字新田8525番地6 ヤマニハウス C棟

債務者 安積 一仁

- 1 决定年月日時 令和7年5月22日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 年森 俊宏
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第198号

大阪府岸和田市春木泉町18番45号 リバーサイド春木201号

債務者 樋口 晋作

- 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部

| 令和7年(フ) 第1535号

大阪市天王寺区鳥ケ辻1丁目1番21-306号 債務者 西川 将

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1539号

大阪市天王寺区鳥ケ辻1丁目1番21-306号 債務者 西川 佳世

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月25日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1839号

大阪市都島区御幸町1丁目5番8号 リバティー御幸 3A号

債務者 浜田 伶奈

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月22日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1937号

大阪府寝屋川市幸町8番1-1110号 債務者 寺脇 夏美(旧姓嶋本)

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月22日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第53号

北海道旭川市東7条6丁目3番12号 イーストハウス7・6 201号室

債務者 今野 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20 分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第71号

北海道旭川市南 1 条通23丁目1974番地の192 タウンズ南 204

債務者 三室 良輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20 分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第114号

北海道旭川市神楽岡12条3丁目2番7号シャルム赤塚202号

債務者 草野 公文

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20 分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第116号

北海道旭川市川端町6条10丁目2番6号 クリーンコーポ203

債務者 山田 忍

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第122号

北海道旭川市春光台4条4丁目6番8号 債務者 清水 貴弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月27日午後1時20 分

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3228号

東京都世田谷区深沢1丁目19-13-201 債務者 皆川 哲雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3255号

東京都江戸川区東葛西9丁目10-1-704 債務者 数野昇こと 敷野 昇

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3256号

東京都江戸川区東葛西9丁目10-1-704 債務者 数野明美こと 數野 明美

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3257号

東京都北区神谷2丁目28-11

債務者 福里 優

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3288号

東京都葛飾区白鳥 3 丁目15-12 アーバン ルートA301

債務者 増田 次郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3289号

東京都江東区南砂4丁目5-17-101 債務者 三村 未来

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

| 令和7年(フ) 第3318号

東京都大田区大森西4丁目16-7 小川方203

債務者 吉田 知之

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3319号

東京都足立区青井2丁目25-4 ハーモニー テラス青井X 105

債務者 工藤 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3321号

東京都江東区東砂2丁目9番8号 MKフィオーレⅡ 103

債務者 谷口 道子

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3322号

東京都練馬区高野台4丁目17-11-301 債務者 納 静香(旧姓今野)

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3328号

東京都江戸川区中葛西7丁目22-13-303 債務者 斉藤 輝美

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 5 免責察尋期日 令和7年7月22日午前10時3
- 5 免責審尋期日 令和 7 年 7 月22日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3330号

東京都板橋区赤塚2丁目15-10-103 債務者 野口 夏紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3331号

東京都中野区沼袋2丁目15-8-303 債務者 塩野谷紘子

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3333号

東京都江戸川区下篠崎町 2-1-403 債務者 小沼 克巳

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3365号

東京都目黒区三田1丁目4-4-905 債務者 横尾 莉緒

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月22日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1333号

大阪府高槻市栄町 4丁目 2番17号 債務者 金森 利之

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30 分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1985号

大阪市西成区橋2丁目9番28号 アヴィBJ ハウス橋 402号

債務者 幸池 真悟

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後1時30

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3323号

東京都練馬区中村北3丁目16-13-607 債務者 宮内 恋

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3336号

東京都足立区東和1丁目30-16 第1コーポ 清美201

債務者 宮園敬一郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30 分

東京地方裁判所民事第20部

4

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間中 更正

令和6年(フ)第859号

広島市安佐南区中須1丁目55番36-3号 破産者 松前 董

- 1 主文 当裁判所が令和7年4月3日午後5時 にした破産手続開始及び免責許可申立てに関す る意見申述期間決定中、破産者の住所につき「広 島市佐伯区五日市駅前2丁目5番12—102号 A」とあるのを、「広島市安佐南区中須1丁目55 番36—3号」と更正する。
- 2 決定年月日 令和7年5月14日

広島地方裁判所民事第4部

破産手続終結

令和6年(フ)第87号

愛知県豊川市南千両2丁目113番地 破産者 有限会社ヒグチ精機

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第1903号

千葉市美浜区打瀬2丁目17番地 パティオス 18番街102号

破産者 青木 俊憲

- 1 決定年月日 令和7年5月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第591号

埼玉県川越市新富町1丁目18番地8沼野ビル 2F

破産者 M&R株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第707号

名古屋市中川区野田1丁目111番地の1 破産者 株式会社ウォーキング

- 1 決定年月日 令和7年5月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ) 第133号

宮城県加美郡加美町字小瀬下原東3番地の1 破産者 有限会社高橋鉄筋工業

- 1 決定年月日 令和7年5月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和5年(フ)第5号

広島県竹原市中央5丁目3番10号 破産者 株式会社タケモト

- 1 決定年月日 令和7年5月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第152号

徳島県吉野川市鴨島町飯尾712番地の1 破産者 有限会社中央プランニング

- 1 決定年月日 令和7年5月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

徳島地方裁判所民事部

令和5年(フ)第29号

福岡県柳川市東蒲池296番地の1 破産者 富士建設工業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第36号

鹿児島市桜ヶ丘2丁目30番地20 チェリーヒルズ202号

破産者 延生 幸代

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月6日午後1時30 分

令和7年5月21日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第34号

金沢市諸江町下丁454番地2

破産者 長尾 勝彦

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月4日午後1時30 分

令和7年5月22日 金沢地方裁判所民事部

令和5年(フ)第5571号

大阪府箕面市小野原東6丁目25番8-208号 破産者 オンアンドオンこと松本実こと KI M SHIL 金 実

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月24日午後2時50 分

令和7年5月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第64号

札幌市西区発寒7条14丁目15番6号 レジデンス発寒101号

破産者 赤坂 鷹也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月31日午前10時 令和7年5月21日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第132号

札幌市北区屯田3条7丁目6番3号 破産者 齋藤 大樹

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月21日午前11時 令和7年5月21日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第197号

茨城県つくば市あしび野2番地1、開始決定 時の住所横浜市神奈川区上反町2丁目27番地 1 パティオフラットヨコハマ205号

破産者 伊藤 晃朗

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月30日午後2時10 分

令和7年5月21日

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第12号

長崎県大村市宮小路1丁目344番地1 ウィルモア宮小路C棟205

破産者 中野 洋介

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月20日午後2時15分

令和7年5月21日

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和6年(フ)第315号

住居所不明、最後の住所長崎県長崎市大井手 町35番地2

破産者 津田 和典

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月3日午前10時 令和7年5月22日

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ) 第1602号

さいたま市岩槻区並木1丁目2番1号 破産者 竹内 富夫

- 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月4日午前10時10 分

会和7年5月19日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第18号

埼玉県川越市大字笠幡4962番地3

破産者 景利美代子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月27日午後1時40分

令和7年5月21日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第370号

香川県高松市木太町3366番地16

破産者 松﨑 秀子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月27日午前10時 令和7年5月22日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな い。

令和7年(フ)第320号

千葉県市川市相之川 4丁目12番22-202号(第2ピアコート・ヒロ)

破産者 森 元貴

異議申述期間 令和7年7月10日まで 令和7年5月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第216号

千葉県市川市欠真間1丁目4番1-101号(レジデンス弐番館)

破産者 高橋 隆弘

異議申述期間 令和7年7月11日まで 令和7年5月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

| 令和7年(フ) 第310号

千葉県習志野市東習志野8丁目20番6号 破産者 田中 光子

異議申述期間 令和7年7月14日まで 令和7年5月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1767号

千葉県市川市大洲2丁目14番6号(大洲サンハイツ107号)

破産者 西城 英子

異議申述期間 令和7年7月15日まで 令和7年5月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第197号

千葉県市川市大洲2丁目14番6号(大洲サンハイツ107号)

破産者 西城 健

異議申述期間 令和7年7月15日まで 令和7年5月20日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第246号

千葉県船橋市西船1丁目18番1号 ヒルトップ西船103号

破産者 小原 勉

異議申述期間 令和7年7月15日まで 令和7年5月21日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第254号

千葉市稲毛区園生町1281番地 1 ドットホーム園牛

破産者 山本 実

異議申述期間 令和7年7月15日まで 令和7年5月22日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第203号

千葉県浦安市今川3丁目2番19-511号 アルカサル今川

破産者 片山 翔夢

異議申述期間 令和7年7月16日まで 令和7年5月21日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第4628号

兵庫県西宮市丸橋町8番18-101号 破産者 大西 貞夫

異議申述期間 令和7年7月16日まで 令和7年5月21日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見 申述期間

令和7年(フ)第769号

東京都港区六本木5丁目16-35-409 破産者 水上 将

免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 令和7年5月22日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2号

徳島県海部郡海陽町四方原字町西45番地 清算株式会社 株式会社トノワ 代表清算人 谷崎 公隆

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所阿南支部

特別清算終結

令和6年(L)第2号

北海道釧路市愛国西1丁目31番16号 清算株式会社 株式会社アパ・マンセンター 代表清算人 木村 拓也

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

釧路地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第19号

栃木県宇都宮市中今泉4丁目12番8号 小野 アルトハイムA102

再生債務者 近藤 明成

- 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月1日まで

字都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第26号

埼玉県入間郡三芳町大字上富1712番地14 再生債務者 山本 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
- よる再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月20日から令 和7年6月30日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第5号

兵庫県西宮市山口町上山口784番地リッツ ジュン302号(前住所) 兵庫県三田市ゆりの き台6丁目34番地3

再生債務者 木村 剛志

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年7月1日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第29号

兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目30番18号ダイドーメゾン301

再生債務者 村上 竜平

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月17日から令 和7年7月1日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第22号

栃木県宇都宮市針ケ谷町386番地23 フェザ ントテイル206

再生債務者 松村 佳和

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月3日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第73号

埼玉県新座市栄4丁目8番13-202号 再生債務者 杉原 裕司

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月2日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第44号

埼玉県所沢市中新井5丁目14番2号 再生債務者 天野 淨臣

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月23日から令 和7年7月1日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第97号

愛知県春日井市坂下町7丁目760番地734 再生債務者 松本 涼

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

3

令和7年(再イ)第2号

岡山県久米郡美咲町吉ケ原931番地 再生債務者 柴原 祥吾

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令 和7年6月25日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(再イ)第10号

北海道登別市幌別町3丁目20番地34 コーポ リッチ202

再生債務者 岩崎 太介

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月3日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第6号

北海道小樽市新光3丁目13番1号 再生債務者 美輪 正幸

- □□ 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月3日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第9号

青森市金沢2丁目8番36号 吉田カツ方 再生債務者 吉田 拓人

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年7月3日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第13号

山口県下関市綾羅木本町8丁目5番18号 再生債務者 田窪 玲志

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月3日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年(再イ)第25号

愛媛県松山市二番町1丁目12番地6 オーク・ビル403号

再生債務者 山下 直輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令 和7年6月26日まで

松山地方裁判所民事部

| 令和7年(再イ)第162号

東京都日野市神明1-6-29

- 再生債務者 福島 悦子
- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令 和7年7月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第166号

東京都三鷹市新川6-13-15

再生債務者 和久山皓司

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令 和7年7月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第189号

東京都台東区清川 1 --10--10--504 再生債務者 伊東 健太

- 1 决定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- | 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令 和7年7月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第41号

神戸市長田区四番町 6 丁目47番地 市営長田 駅前住宅504号

再生債務者 河村 昌哉

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月24日から令 和7年7月8日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第1号

愛媛県西条市新市690番地3

再生債務者 岸 洋介

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月7日まで

松山地方裁判所西条支部

令和6年(再イ)第65号

鹿児島市西伊敷 6丁目18番 9号、前住所鹿児島市喜入町543番地 2

再生債務者 武田 清孝

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令 和7年7月8日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第15号

宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内50番地 117

再生債務者 小松さとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月16日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第4号

茨城県鹿嶋市大字谷原192番地 再生債務者 野口 政幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(再イ)第7号

茨城県下妻市高道祖4485番地2 ノーブルA 棟101号室

再生債務者 矢崎 翔

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第8号

茨城県下妻市高道祖4627番地

再生債務者 柴 達士

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

· 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第9号

茨城県筑西市藤ケ谷2180番地1

再生債務者 橋口 勝則

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

· 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第8号

群馬県館林市花山町10番地の9

再生債務者 大杉 保広

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第111号

東京都八王子市西寺方町1108-32 再生債務者 萩原 亭一

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第147号

東京都足立区江北1-30-19

再生債務者 金本 文漢

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第20号

大阪市東淀川区小松1丁目15番20号 ドミニ アムパレス東洋 507号

再生債務者 梅村 貴志

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第13号

和歌山県紀の川市桃山町調月2162番地14 再生債務者 磯谷 憲吾

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時30
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月9日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第5号

香川県丸亀市川西町南507番地8 (前住所) 香川県丸亀市土器町東一丁目694番地青葉ハ イツ205号

再生債務者 近藤 千尋

- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月16日まで

高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(再イ)第7号

香川県丸亀市川西町北547番地10

再生債務者 竹田 宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時30
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令 和7年7月16日まで

高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(再イ)第13号

福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1516番地8 再生債務者 中田 智恵

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月2日まで

福岡地方裁判所直方支部

令和7年(再イ)第4号

福岡県田川郡糸田町3803番地1

再生債務者 井上 大

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月25日から令 和7年7月2日まで

福岡地方裁判所田川支部

令和7年(再イ)第6号

群馬県桐生市川内町2丁目128番地の1 再生債務者 梅田 眞右

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時30 | 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで | 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令 和7年7月24日まで

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(再イ)第29号

新潟県燕市吉田浜首413番地8

再生債務者 志賀 陽一

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令 和7年7月24日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第7号

石川県小松市日の出町3丁目81番地1 プリ メーラ参番館101号

再生債務者 穴畑 悠真

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月10日まで

金沢地方裁判所小松支部

令和7年(再イ)第18号

静岡県裾野市千福252番地の5モンテアレ102 (前住所) 埼玉県深谷市上柴町東7丁目3番 地2メゾンイーストセブン304号

再生債務者 石倉 広智

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月10日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第14号

徳島県板野郡北島町中村字八丁野28番地31 再生債務者 尾上 早苗

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令 和7年7月10日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第25号

大分県別府市石垣東9丁目5番5号 再生債務者 河野 剛士

- 1 決定年月日時 令和7年5月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令 和7年7月24日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第18号

栃木県下都賀郡野木町大字潤島795番地11 再生債務者 大島 美香(旧姓長濱・江幡)

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令 和7年7月11日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和7年(再イ)第2号

千葉県木更津市八幡台5丁目8番1号 再生債務者 上村 莒太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 5日まで

令和7年5月21日

千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(再イ)第538号

東京都墨田区押上2-14-1-301 再生債務者 今 有香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月20日

東京地方裁判所民事第20部

25

令和7年(再イ)第12号

東京都大田区大森東 2 -10-7-201 再生債務者 飯塚 大和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 6日まで

令和7年5月20日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第32号

東京都八王子市館町1097 館ケ丘団地 1-4-1003

再生債務者 谷岡 大輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 9日まで

令和7年5月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第3号

千葉県印西市宗甫39番地4

再生債務者 山形 空

- 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 10日まで

令和7年5月20日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(再イ)第351号

愛知県大府市共西町5丁目127番地の1 ファミールユタカA205号

再生債務者 滝川 修平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月21日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第367号

愛知県津島市城山町 3 丁目139番地 2 再生債務者 服部 俊之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月11日まで

令和7年5月21日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第29号

愛知県小牧市大字西之島1889番地3 再生債務者 水野 省悟

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月21日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第152号

宮城県黒川郡大和町吉岡字古館2番地 エスポワール201

再生債務者 兵頭 博士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月12日まで

令和7年5月22日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第155号

宮城県黒川郡大衡村ときわ台南3番地17 再生債務者 門脇 崇

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第2号

山形市幸町12番44号

再生債務者 和田 敏行

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日 山形地方裁判所民事部

| 令和6年(再イ)第72号

静岡県三島市西本町10番19号 エクセルコート205

再生債務者 仲村 翔太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第8号

静岡県三島市東大場1丁目25番地の12 再生債務者 奥村 則之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第4号

三重県松阪市大黒田町1836番地2 ハピネス虹201号室

再生債務者 三宅 龍生

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日 津地方裁判所松阪支部

令和7年(再イ)第4号

栃木県小山市大字梁1320番地2

再生債務者 荒川 颯太(旧姓平野)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月17日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月22日

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(再イ)第46号

群馬県安中市原市2697番地5

再生債務者 大前 京子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで

令和7年5月21日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第2号

埼玉県川越市南大塚 6 丁目24番地29 再生債務者 西村 武明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月18日まで

令和7年5月21日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第596号

神戸市西区玉津町高津橋348番地D-403号 再生債務者 日浦 尚輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで

令和7年5月21日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第1号

沖縄県那覇市長田2丁目13番15号 キャッス ル長田201

再生債務者 西江沙也樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで

令和7年5月21日

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第37号

札幌市西区発寒11条5丁目1番15—102号 再生債務者 中畑 友樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで

令和7年5月22日

. 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第9号

京都市中京区壬生土居ノ内町28番地13 再生債務者 松田奈穂子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで

令和7年5月22日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再イ)第145号

神戸市垂水区狩口台4丁目41番403号 再生債務者 麻田 和貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月21日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第28号

神戸市灘区篠原中町5丁目7番27号 ソエル ライフ104

再生債務者 山村 奈々

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月21日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第20号

長崎県諫早市若葉町203番地7

再生債務者 泉川 雄飛

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 11日まで

令和7年5月21日 長崎地方裁判所大村支部

令和7年(再イ)第15号

兵庫県尼崎市東塚口町1丁目8番18号アーイ 塚口520(前住所)兵庫県伊丹市中野東1丁 目313番地 1

再生債務者 田村 陽平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第54号

岡山県倉敷市玉島阿賀崎2171番地15 再生債務者 宮本 悠平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月12日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 12日まで

令和7年5月22日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和6年(再イ)第3号

鹿児島県霧島市国分福島3丁目28番24号 再生債務者 森

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 | 1 主文 本件再生手続を廃止する。 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第3号

鹿児島県霧島市国分野口町24番33号 シ ティービュー野口 C 棟202

再生債務者 江口 綾香

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 16日まで

令和7年5月19日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年(再イ)第6号

宮崎県児湯郡都農町大字川北1992番地21 再生債務者 茂野 宏行

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで

令和7年5月22日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手 続廃止

令和7年(再イ)第1号

宮城県柴田郡大河原町字新東10-1 太田 コーポⅡ-107

再生債務者 千葉 茂喜

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。

令和7年5月21日

仙台地方裁判所大河原支部

令和6年(再イ)第51号

堺市堺区宿屋町東3丁2番16-1号 再生債務者 田原 弘余

- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

会和7年5月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生 手続開始

令和7年(再口)第1号

長野県東御市海善寺1025番地2

- 再生債務者 清水 隆生 1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令 和7年7月3日まで

長野地方裁判所上田支部

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第1号

宮城県宮城郡松島町桜渡戸字真言16番地の3 再生債務者 佐々木秀光

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 19日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで 令和7年5月22日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再口)第1号

青森県上北郡野辺地町字久田13番地6 再生債務者 田村 誠

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年1月 6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月22日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第5号

沖縄県浦添市宮城4丁目18番13-201号 ゴールドキャッスル 再生債務者 泉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月14日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再口)第1号

秋田市中通6丁目13番15号 再生債務者 土橋 清香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月15日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月22日

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第10号

千葉市花見川区武石町2丁目1010番地1 サ ンクステラ4-101号

再生債務者 井上駿太郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月15日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再口)第3号

埼玉県東松山市高坂2丁目14番地2 再生債務者 宇津江博文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月19日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再口)第26号

大阪府東大阪市大蓮東5-10-19 エヌアン ドエスヴィラⅢ202(住民票上の住所 兵庫 県明石市魚住町住吉4丁目9番9号) 再生債務者 及川 知哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月19日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日

大阪地方裁判所第6民事部

所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

函館市東雲町4番13号

申立人 函館市長 大泉 潤

住所・居所 不明

(亡湯浅光幸の最後の住所) 函館市時任町24 番6号

所有者 亡湯浅光幸相続財産

届出期間満了日 令和7年7月16日

令和7年5月16日

函館地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 函館市時任町

地番 179番6

地目 宅地

地積 266.81平方メートル

2 所在 函館市時任町179番地6

家屋番号 405番

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 58,67平方メートル

(附属建物の表示)

符号 1

種類 鶏舎

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 66.94平方メートル

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

岐阜県安八郡神戸町大字和泉1093番地

申立人 大場 和郎

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 大場彦三郎

届出期間満了日 令和7年7月11日

令和7年5月16日 岐阜地方裁判所大垣支部

(別紙) 物件目録

所在 安八郡神戸町大字和泉字橋爪

地番 1094番

地目 宅地

地積 254.54平方メートル

| 令和 7 年 (チ) 第 3 1 号

大阪市東成区神路3丁目15番25号

申立人 福谷 敞博

住所・居所 不明

(最後の住所)大阪市東成区神路4丁目4番 19号

(不動産登記記録上の住所) 大阪市東成区神路 3 丁目15番25号

大阪地方裁判所

所有者 亡金田英樹相続財産

届出期間満了日 令和7年7月15日

(別紙) 物件目録

77. I 75 I.-b. b. - blanco - ----

所在 大阪市東成区神路3丁目

地番 30番18

地目 宅地

地積 17.09平方メートル

令和7年(チ)第2号

岡山県都窪郡早島町早島2512番地19

申立人 小松 大士

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 都窪郡早島町大 字早島1970番地

所有者 岡南土地株式会社

届出期間満了日 令和7年7月11日

令和7年5月15日 岡山地方裁判所倉敷支部

(別紙) 物件目録

1 所在 都窪郡早島町早島字城山

地番 2543番4

地目 宅地

地積 52.18平方メートル

令和6年(チ)第6号

沖縄県那覇市字安里181番地2階

申立人 髙良 昇

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 沖縄県那覇市牧志三丁目13番4号 パレ・ドウ牧志701

共有者 亡髙良静子相続財産

届出期間満了日 令和7年7月14日

令和7年5月13日

那覇地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 那覇市牧志二丁目

地番 92番 2

地目 宅地

地積 11.20平方メートル

所在等不明共有者の持分 5分の1

2 所在 那覇市牧志二丁目

地番 93番1

地目 宅地

地積 197.30平方メートル

所在等不明共有者の持分 5分の1

3 所在 那覇市牧志二丁目

地番 93番2

地目 宅地

地積 128.59平方メートル

所在等不明共有者の持分 5分の1

4 所在 那覇市牧志二丁目

地番 93番4

地目 宅地

地積 12.43平方メートル

所在等不明共有者の持分 5分の1

所有者不明建物管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第19号

豊中市大島町1丁目18番27号

申立人 火伏 丸子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)豊中市大島町1 丁目3番21号

共有者 亡久保京子相続財産(亡久保京子の不 動産登記記録上の氏名)東野 京子

届出期間満了日 令和7年7月11日

令和7年5月19日

大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 豊中市大島町1丁目117番地

家屋番号 117番

種類 店舗

構造 鉄骨造陸屋根4階建

床面積 1階 54.36平方メートル

2階 58.93平方メートル

3階 58.93平方メートル

4階 5.24平方メートル

共有者 亡久保京子相続財産 持分8分の7

会社その他の公告

4年公1年

で公告します。継じて存続しては解散することにいたしましたの左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

戦の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

です。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりはな、「ほど」では、「は、」

(甲) 掲載紙 官報

掲載页 八十六頁(号外第二九九号)掲載の日付 令和六年十二月二十四日

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月六日 井貫希 官章

掲載頁 六十頁(号外第四十五号)

你怕七年五月三十日

東京都中央区築地五丁目六番一〇号

(甲) 株式会社ダルトン

代表取締役 澤田 正

大阪府東大阪市中石切町七丁目一番四五号

代表取締役 睪田 正(乙) 不二パウダル株式会社

全性公击

継して存続しては解散することにいたしました。 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承**合ける**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

じた。 (冊) https://www.rearx-find.co.jp/

(N) https://www.rearx-find.co.jp/

令和七年五月三十日 (40) Heebery (11)

小田急西新宿の―PLACE六F東京都新宿区西新宿七丁目七番三〇号

(甲)株式会社リアークスファインドです。

東京都府中市美好町二丁目九番一号代表取締役 大人 慶大

(乙) アイモアスペース株式会社

代表取締役 佐藤 宣

金曜日

官

合併公告

の発行及び資本金の額の増加はいたしません。 社法第七九六条第二項、 継して存続し乙は解散することにいたしました。 しております。また、この合併による甲の新株式 に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 『の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 乙は同第七八四条第一項

 \mathbb{Z} 甲 済 掲載紙 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年五月三十日 掲載頁 掲載の日付 令和六年十二月二十五日 官報

東京都品川区大崎一丁目二番二号 東京都品川区大崎一 六十六頁 (号外第三〇一号) 代表取締役 丁目二番二号 (甲) フリー株式会社 佐々木大輔

代表取締役 (乙) アポロ株式会社 川口 千裕

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 合併公告 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとお

(N) http://www.mdenshi.jp/wka01/ (甲) http://www.mdenshi.jp/ana01/ 和七年五月三十日

東京都港区南青山一丁目一番一 株式会社アイプラネット 一号

東京都港区南青山 代表取締役 山 丁目一番一号 田

洋一

令和 **7** 年 **5** 月 **30** 日

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 株式会社和光社

代表取締役 村松 和彦

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承

東京都港区芝公園二丁目三番一号芝加賀ビ令和七年五月三十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号 行政書士法人中井イミグレーシ ンサービス 社員 景井 俊 Ξ 丞

 \mathbb{Z} 法人 代表社員 前川 研! RSM汐留パートナーズ行政書! 吾士

合併公告

です。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(甲) https://meldia-dc.co.jp

れを承継させることにいたしましたので公告しま谷店)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそ埼玉県深谷市上野台二四六一番地 名称南大門深左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在吸収分割公告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 です

甲

 \mathbb{Z}

埼玉県入間市大字と著令和七年五月三十日

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事吸収分割公告 ることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい

代表社員

吸収分割公告

るいこと、 : 、 : 、 : 。 業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ ま言いる権利義務を承継し乙はそれを承継させ ることにいたしました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月三十日

町Ⅳ八階 のぞみ箭坪ソーラー合同会社

東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田職務執行者 横倉 弘和

町Ⅳ八階

代表社員 t24合同会社 のぞみ日向ホー J a p a n Р ・ルディングス r o j e c

吸収分割公告

ることにいたしました。

代表社員 のぞみ青木ソーラー合同会社 般社団 法人のぞみ青木ソー

職務執行者 横倉

令和七年五月三十日 町Ⅳ八階 東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田

代表社員 甲 のぞみ百村ソーラー合同会社 般社団法人のぞみ百村ソー

町Ⅳ八階 東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田 職務執行者 横倉 弘和

 \mathbb{Z} F S t25合同会社 のぞみ日向ホー J a p a n Ρ ルディングス r О e

合同会社 長尾 誠

職務執行者

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO 畄

代表社員 般社団法人のぞみ箭坪ソー

Z F S

職務執行者 長尾 誠

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月三十日 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

町N八階

東京都港区芝五丁目二九番一

九号PMO田

弘和

町N八階 東京都港区芝五丁目二九番一 九号PMO田

代表社員 了 F S t23合同会社 のぞみ日向ホー J a p a n Р ルディングス r o j e c

職務執行者 長尾 誠 合同会社

吸収分割公告

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ ることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、 令和七年五月三十日 本公告掲

町IV八階 東京都港区芝五丁目二九番一 九号PMO田

代表社員 甲 ラー のぞみ羽田ソーラー合同会社 般社団法人のぞみ羽田ソー 職務執行者

横倉

弘和

町Ⅳ八階 東京都港区芝五丁目二九番一 代表社員 Z FS Japan t27合同会社 のぞみ日向ホー 九号P Р ルディングス r o j M e c 田

吸収分割公告

合同会社

職務執行者

長尾

誠

ることにいたしました。 業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、 令和七年五月三十日 本公告 掲

町Ⅳ八階 東京都港区芝五丁目二九番一 甲 のぞみ折戸ソーラー合同会社 九号P M

代表社員 ラー 般社団法人のぞみ折戸ソー

町N八階 東京都港区芝五丁目二九番一 職務執行者 九号P 横倉 M 〇 田 弘和

代表社員 了 F S t のぞみ日向ホー B5合同会社 合同会社 J a p a n Р ルディングス r o j e c

職務執行者 長尾 誠

吸収分割公告

業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事 ることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田

代表社員 『表社員 一般社団法人のぞみ鹿沼折戸(甲)のぞみ鹿沼折戸ソーラー合同会社 ソーラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田職務執行者 横倉 弘和 町Ⅳ八階

代表社員 (Z) FS Japan t26合同会社 のぞみ日向ホールディングス P r o j e c

吸収分割公告

職務執行者

長尾

誠

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ ることにいたしました。 令和七年五月三十日 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事 東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田

町Ⅳ八階 へ表社員 一般社団法人のぞみ下大貫(甲)のぞみ下大貫ソーラー合同会社 ソーラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田 職務執行者 横倉 弘和

Z F S 合同会社 J a p a n Р r o j e c

代表社員 のぞみ日向ホールディングス

長尾

職務執行者 誠

ることにいたしました。 業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ 吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全ての事

29

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年五月三十日 町Ⅳ八階 東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田

代表社員 甲 のぞみいわきソーラー合同会社 一般社団法人のぞみいわき ソーラー

東京都港区芝五丁目二九番一九号PMO田 職務執行者 横倉 弘和

町Ⅳ八階 (Z) FS Japan P r o j e c

代表社員 t40合同会社

のぞみ日向ホールディングス 合同会社 長尾 誠

職務執行者

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 する権利義務を承継することにいたしました。 ブスター東名横浜(乙、住所東京都町田市鶴間八 丁目一七番一号)のフォルクスワーゲン事業に関 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社(甲)は、吸収分割により株式会社ファイ

甲 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十七日 掲載頁 七十三頁 (号外第一一六号)

(N) http://www.vw-fkc.jp/koukoku.html 令和七年五月三十日

東京都福生市志茂二一五番地

代表取締役 株式会社ティーシーエス 田 村 勝彦

吸収分割公告

ることにいたしました。 業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ 左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 令和七年五月三十日 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号 甲 鎌倉キャピタル合同会社

六—一一四号 東京都東村山市萩山町三丁目三一番地五 代表社員 金谷 正文

 \mathbb{Z} 合同会社もももんが電王 代表社員 小口 裕太

カーシートカバー縫製事業に関する権利義務を承○○番地)に対して当社の熊本工場(所在地熊本株式会社(住所熊本県人吉市下原田町字荒毛一四○○番地)で営む株式会社(住所熊本県人吉市下原田町字荒毛一四 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継させることにいたしましたので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 新設分割により新設する熊本フクスケ

新設分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 二八号)に対して当社の弁当製造販売部門の資産くろさん弁当(住所三重県鈴鹿市阿古曽町一四番当社は、新設分割により新設する株式会社おふ 及び負債を承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://suzuka-farm.site/HP/suzuka-farm/ 令和七年五月三十 三重県鈴鹿市阿古曽町一四番二八号 Ħ

代表取締役 小林 耕一SUZUKA FARM株式会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 発生日は令和七年七月二日です。組織変更後の商号は株式会社LHSとし、

代表社員 井福

組織変更公告 ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

掲載の日付 令和六年七月八日掲載紙 日刊工業新聞

東京都江東区青海二丁目四番二四号令和七年五月三十日 温前 二頁

代表取締役 役 坂本 友哉福助株式会社

効力

令和七年五月三十

当社は、

株式会社に組織変更することにいたし

オカビル3F 合同会社LEGAL札幌市中央区南二条西三丁目一三―四カタ 和臣

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 更後の商号は株式会社DEFROOMとします この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変

組織変更公告 当社は、 令和七年五月三十日 宮城県仙台市若林区文化町一四番一—三号 合同会社DEFROOM 代表社員

相澤

将太

ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月三十日

東京都品川区旗の台四―一三―二四 合同会社Aegis3

代表社員 山本

啓太

組織変更公告

ました。 当社は、 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月三十日 東京都杉並区荻窪五丁目二九―一七藤和シ

代表社員 UJ企画合同会社 石神 裕司

ティホームズ荻窪駅前八○四

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月三十日

東京都港区芝五丁目三六番四号

合同会社こつこつ

代表社員 清水 政宏

組織変更公告

ました。 更後の商号はHUBRIDE株式会社とします。 効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 **令和七年五月三十日** この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 合同会社エスカレ 佐野 一遥

東京都千代田区飯田橋三丁目二番一〇―四

〇五号

ました。

官

ました。

組織変更公告

組織変更公告

当社は、 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 東京都江東区大島八一四一二 和七年五月三十日

代表社員 Axe Group株式会社 合同会社RIDE PLAN

職務執行者 駒井 大地

株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月三十日 東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビ

合同会社VAULT

ルディング六〇九

代表社員 今井 翔太

株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年五月三十日 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

東京都台東区上野七丁目二番八号

代表社員 具 周 游

組織変更公告

ました。 効力発生日は令和七年七月

一日であり、 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし 組織変

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 更後の商号は株式会社アリカノとします この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月三十日

東京都足立区綾瀬五丁目二四—一—二〇三

代表社員 久松 合同会社アリカノ 英嵩

令和七年五月三十日

組織変更公告 しました。 当組合は、株式会社に組織変更することにいた

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 事務所に備え置いております この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる

令和七年五月三十日

新潟県長岡市小国町千谷沢一三二七番地一

代表理事

佐藤

好和

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月三十日

名古屋市中区栄一丁目二三番二九号

代表社員 山本 孝幸

組織変更公告

ました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

愛知県碧南市伏見町三丁目四一番地二

組織変更公告 ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

更後の商号は株式会社MF&Mとします。 効力発生日は令和七年七月一日であり、 組織変

愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市二九番

代表社員 岩本 悠宏

効力発生日変更公告

力発生日を令和七年六月十七日に変更いたしまし たので公告します。

代表取締役 柏 匠

効力発生日変更公告

の効力発生日を令和七年六月十四日に変更いたし 当社は、令和七年五月三十一日予定の吸収分割

農事組合法人ちやざわ生産組合

T&R合同会社

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

令和七年五月三十日

合同会社precious 康徳

代表社員 伴

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年五月三十日

合同会社MF&M

当社は、令和七年六月三日予定の吸収合併の効

東京都品川区西五反田三丁目一一番六号 eLife株式会社

ましたので公告します。

令和七年五月三十 大阪市港区波除二丁目五番二三号

代表取締役 株式会社ヤタリュウ 矢田

資本金の額の減少公告

とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年七月十日であり、株主総 当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 会の決議は、令和七年五月二十一日に終了してお

令和七年五月三十日 なお、確定した最終事業年度はありません。 青森県青森市大字浦町字奥野三五二番地九

代表取締役 青木 利厚 株式会社QAREL

資本金の額の減少公告

千五百円減少し一億円とすることにいたしまし 当社は、資本金の額を五億四千八百九十八万一

会の決議は、令和七年五月二十六日に終了してお ります。 効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総

下さい。 六月一日から令和七年六月三十日までにお申し出 この決定に対し異議のある債権者は、令和七年

なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月三十日 https://www.spiral-platform.co.jp/ 東京都港区赤坂二丁目九番一一号 スパイラル株式会社

資本金の額の減少公告 代表取締役

佐谷

宣昭

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を八億八千九百九十五万九 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年五月二十三日 掲載頁 四十一頁 (号外第一一四号)

> 令和七年五月三十日 ベーション施設 株式会社TOWING法人東海国立大学機構名古屋大学インキュ 愛知県名古屋市千種区不老町一番国立大学

資本金の額の減少公告

代表取締役

宏平

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を二千百万円減少し三百万

です。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://www.a-peiron.com/st/

令和七年五月三十日

バービル六F七 大阪市西区土佐堀一丁目一―三二 日宝リ 代表取締役 倉橋 弘美 株式会社アペイロン

資本金の額の減少公告

することにいたしました。 当社は、資本金の額を千百万円減少し百万円と

ます。 会の決議は令和七年五月二十九日に終了しており 効力発生日は令和七年七月二日であり、株主総

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年五月三十日 http://www.hol-onic.co.jp/

兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地 株式会社空狐

資本金の額の減少公告 代表取締役

中原

准志

いたしました。 当社は、資本金の額を二百万円減少することに

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 です。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 一二六頁 (号外第一〇四号) 掲載の日付 令和七年五月十二日

令和七年五月三十日

福岡市中央区舞鶴三丁目一番八号

代表取締役 住彩株式会社 柴田 貫之

準備金の額の減少公告 当社は、資本準備金の額を十一億千九百六万九

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千三百五十三円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 一六三頁 (号外第一〇二号) 掲載の日付 令和七年五月八日 令和七年五月三十日

静岡県浜松市中央区鶴見町四〇〇番地 株式会社ヨシケイ浜松

代表取締役 平野 圭吾

準備金の額の減少公告 百七拾壱円減少し〇円とすることにいたしまし この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本準備金の額を参千五拾七萬弐千壱

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月三十日 愛知県一宮市伝法寺七丁目二番地三

株式会社テクノマインHD

代表取締役 稲葉 貴義

官

資本金及び準備金の額の減少公告 準備金の額を二億七六八○万円減少し、それぞれ 当社は、資本金の額を二億三六八〇万円、資本

一億円、〇円とすることにいたしました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ております この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 株主総会の決議は、令和七年七月四日に予定し なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令 https://www.evixar.com/ 和七年五月三十日

東京都中央区新川一丁目一七番二二号

エヴィクサー株式会社

淳

代表取締役 瀧川

資本準備金の額と同額分減少することにいたしま 金の額を当該株式発行により増加する資本金及び 式の発行があった場合には、資本金及び資本準備 資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、令和七年七月一日を払込期日とする株 令和七年五月三十日

東京都港区六本木六丁目一番二四号

代表取締役

名富

達也

BRANU株式会社

| 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月三十日

東京都港区芝浦三丁目八番一〇号 株式会社カラダノート

代表取締役 佐藤

竜也

資本金及び準備金の額の減少公告

円とすることにいたしました。 を一億九千二百万円減少し、それぞれ一千円、○ 当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

官報

掲載頁 六十四頁 (号外第一一〇号) 掲載の日付 令和七年五月二十日 令和七年五月三十日

四〇二号 兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル

ファーマシーインベストメント株式会社 野田 隆吾

基準日設定につき通知公告 代表取締役

者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定め 同日の最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権 ましたので公告します。 当社は、令和七年六月三十日を基準日と定め、

令和七年五月三十日 埼玉県桶川市下日出谷九五八番一三号

代表取締役 宍戸 昭彦株式会社エス・ケー製作所

基準日設定につき通知公告

の所有する株式一株を百株とする株式分割により 株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告 同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、そ します 当社は、令和七年六月二十六日を基準日と定め、

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行す

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

株式会社畑下組

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行す

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

岩手県盛岡市開運橋通四番一〇号

定款変更につき通知公告

ので公告します。 る旨の定款の定めを廃止することにいたしました 当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行す

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

盛岡日産モーター株式会社 代表取締役 中谷 竜滋

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行す

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 福島県須賀川市森宿字向日向四五番地

林精器製造株式会社

代表取締役社長 石井 廣文

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行す

令和七年五月三十 なお、同日に当社の株券は無効となります。 福島県福島市飯坂町字八景九番地の

代表取締役 有限会社佐藤新聞店 佐藤 真也

北海道広尾郡広尾町並木通東二丁目一五一

代表取締役 高橋 正幸

株式会社岩電

代表取締役 畑 基弘

ので公告します。

岩手県盛岡市南仙北二丁目二四番五号 令和七年五月三十日

代表取締役 株式会社タイムデザイン 元春

定款変更につき通知公告

する旨の定款の定めを廃止することにいたしまし たので公告します。

広島市西区草津港一丁目一一番一号

株式会社マスカン

学

代表取締役 小笹山

代表取締役 川内化成株式会社 三宅 雄也

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行す

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

東京都千代田区飯田橋四丁目四番一二号

代表取締役 都市出版株式会社 高橋 栄

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行す

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

東京都品川区東品川四丁目一〇番二七号

株式会社トランスコンテナ 代表取締役 友膳 誠司

定款変更につき通知公告

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました なお、同日に当社の株券は無効となります。 当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行す

比寿ファーストスクエア八F東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号恵

当社は、令和七年六月二十五日付で株券を発行

令和七年五月三十日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

株式併合につき通知公告

合することにいたしましたので公告します。 同日における発行可能株式総数は十五株となりま なお、効力発生日は令和七年六月二十日であり、 当社は、株式一万六千七百八十七株を一株に併

令和七年五月三十日 東京都千代田区九段南三丁目八番一〇号

の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がな

いときは弁済から除斥します

限定承認公告

内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申 相続人は令和七年五月十九日東京家庭裁判所家事 者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以 第二部にて限定承認をしたから、一切の相続債権 し出がないときは弁済から除斥します。 令和七年五月三十日 所東京都品川区西五反田三丁目一五番三西五本籍東京都品川区荏原一丁目四番、最後の住 反田コーポ二〇三 被相続人 亡 諸橋 右被相続人は令和七年二月十八日死亡し、その

東京都江東区越中島三丁目二番七一五 相続財産清算人 諸橋

崇四

限定承認公告

遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求 て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受 相続人は令和七年五月二十一日東京家庭裁判所に 東京都中央区勝どき一丁目五番一―九〇九号 右被相続人は令和六年十一月五日死亡し、その 本籍東京都目黒区南二丁目五番、最後の住所 被相続人 亡 原岡 顯

神奈川県茅ヶ崎市南湖四丁目 和七年五月三十日 相続財産清算人 一番一六号 原岡るりこ

官

限定承認公告 本籍大阪府南河内郡太子町大字山田二六二〇

出がないときは弁済から除斥します 支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者 に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し 及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内 の相続人は令和七年五月十九日大阪家庭裁判所堺 右被相続人は令和七年一月二十六日死亡し、そ 田二六二〇番地 被相続人 亡 田中 幸男 最後の住所大阪府南河内郡太子町大字

大阪府南河内郡太子町大字山田二六二〇番地 相続財産清算人 田中 優

令和七年五月三十日

限定承認公告

所京都府舞鶴市字市場九九番地 本籍京都府舞鶴市字市場九九番地、 最後の住

鶴支部にて限定承認をしたから、 相続人は令和七年五月二十六日京都家庭裁判所舞 右被相続人は令和三年四月十三日死亡し、その 被相続人 亡 一切の相続債権 吉昭

https://www.ko-koku.jp

内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申 者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以 し出がないときは弁済から除斥します 令和七年五月三十日

岡山県倉敷市福島五六七―四

限定承認者

最後の住所広島市南区丹那町五六番六―五号

請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出 び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及 相続人らは令和七年五月二十一日、広島家庭裁判 がないときは弁済から除斥します。 右被相続人は令和七年二月二十日死亡し、その

令和七年五月三十日 広島市南区丹那町五六番六—五号

相続財産清算人 榊原和歌子

とおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 ナル株式会社(乙、住所千葉県木更津市羽鳥野一― することにいたしましたので公告します なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次の この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲 五―四二)を株式交付子会社とする株式交付を

(単) https://www.digitalcube.jp/

 \mathbb{Z} 掲載紙 官報

令和七年五月三十日 掲載頁 五十一頁 (号外第一一四号) 掲載の日付 令和七年五月二十三日

神戸市中央区海岸通五番地

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、 優先資本金の額を金二億八千六百万円

限定承認公告

本籍静岡県静岡市駿河区小鹿三八〇番地一、

株式交付公告

当社(甲)は、イーグルアイ・インターナショ

株式会社デジタルキューブ 代表取締役 小賀 浩通

りです。 なお、 最終の貸借対照表の開 示状況は次のとお

令和七年五月三十

加納 和美

被相続人 亡 榊原 賢治

とおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

http://www.asa-epn.jp/ir/00001284/9hk3/

正樹

優先資本金の額の減少公告

にいたしました。

https://www.kaikei-home.com/axess/0050/

令和七年五月三十日

にいたしました。 当社は、優先資本金の額を三億円減少すること

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内

取締役 髙山 知也黒岩ロジスティクス5特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

とにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、優先資本金の額を八千万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 とおりです。 なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次の

http://www.asa-epn.jp/ir/00001186/mq67 令和七年五月三十

一号 虎ノ門ワン特定目的会社東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇 取締役 粟国

優先資本金の額の減少公告

とにいたしました。 当社は、優先資本金の額を七千万円減少するこ

令和七年五月三十

一号 虎ノ門フォー特定目的会社東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇

取締役 粟国

当社は、優先資本金の額を五億円減少すること

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとお

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト トーマツ赤坂インターナショナル株式会社 Discovery特定目的会社 弘子

優先資本金の額の減少公告

なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/

令和七年五月三十日 東京都港区虎ノ門二丁目六番 取締役 長尾 誠 Fusion特定目的会社 一号

債権申出の公告 第三回

により企業年金制度を終了したので、当社の確定当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認 以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がな一回掲載(令和七年五月九日)の翌日から二箇月 給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第 いときは清算から除斥します。 令和七年五月三十日

大阪府大阪市天王寺区清水谷町四番一二号

確定給付企業年金清算人 岡村 株式会社木内計測 祐二

訂正公告

決算公告(枠組)中、「第1 選決簿公部」とあるは 「第3期決算公告」、「(うち当期純損失)」とあるは 「(いい当然哲学)」の誤りにつき訂正します。 令和七年五月十五日(号外第一○七号)掲載 令和七年五月三十日 の

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

PJTパートナーズジャパン株式会社

代表取締役 カラン・ダノ・カーティス・レズニック

訂正公告

益)「(868,267)」とあるは「(86,827)」の誤りにつき の第三十二期決算公告(枠組)中、(うち当期純利 令和七年五月二十二日(号外第一一二号)掲載

令和七年五月三十日

大阪府摂津市東別府四—九—九 株式会社ダイキンサンライズ摂津

代表取締役

澁谷

正 誤

î	ページ
1	段
1	行
-	
コブトラー	誤
L	
	正

告示第九十二 (原稿誤り) 示第九十二号(災害)令和七年四月三十日 (災害対応車両等登録規程)二十日 (号外第九十六号) 内閣

| | 二二|しくは第六項 |しくは第七項| 下二一~第七条第三項若第七条第四項共七|上| 二禁錮 | 拘禁刑